

第3編 武力攻撃事態等及び
緊急対処事態への対処

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生した場合や建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられるが、県は、武力攻撃事態等の認定が行われる前の段階等においても、県民の生命、身体及び財産の保護のため、被災現場における初動的な被害への対処が必要となると想定される。

このため、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行うことが極めて重要であることから、政府による事態認定の前の段階等における県の初動体制について、以下のとおり定める。

第1節 事態認定前等における体制及び初動措置

第1 事態認定前等における職員配備体制等

(第26、98、99、183条、事態対処法第9、22条、災害対策基本法第23条関係ほか)

1 事態認定前における職員配備体制等【危機管理総室、県警本部、関係総室等】

(1) 知事は、武力攻撃等若しくは武力攻撃災害が発生し、又は、発生のおそれがあると判断される次のような情報等を把握した場合及び政府の事態認定の前提となった事実等又は国対策本部の警報の発令内容等事案の状況等に応じて、第2編第1章第1節第2及び表2-2に定める警戒配備体制（1号配備体制）又は特別警戒本部体制（2号配備体制）（以下「特別警戒本部体制等」という。）を速やかに設置する。

ア 県民等及び関係機関からの連絡等により多数の人が殺傷される行為等の発生を把握した場合

イ 武力攻撃災害の徴候の発見に伴う市町村長からの通知及び消防吏員等からの通報があった場合

ウ 被害の発生原因が武力攻撃等によるものか事故災害によるものか確認できない場合で情報収集等の必要があると認められる場合

(2) 県は、特別警戒本部体制等を設置したときは、直ちに事案の発生について消防庁を経由して国（内閣官房）に報告する。

(3) 県警察は、知事からの情報提供を受けたとき、又は、自らが事案を把握した場合には、所要の体制を確立するとともに、体制を確立したことについて、速やかに知事に連絡する。

また、当該事案の発生について、警察庁を経由して国（内閣官房）に通報する。

(4) 知事は、政府の事態認定や国対策本部長の警報の発令、内閣総理大臣の都道府県対策本部を設置すべき都道府県の指定の通知を受ける以前において、全部局での対策が

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

必要な場合、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び「県地域防災計画」一般災害対策編、第3章(事故災害編、第2章で準用)等で定める災害対策本部（対象事案の発生原因が不明であり、その態様が災害対策基本法第2条に規定される「災害」に該当する場合に限る。以下同じ。）又は災害対策本部に準じた配備体制を設置するとともに、当該計画の定めにより国（総務省消防庁）及び市町村長等関係機関に通報する。

2 事案に係る情報収集及び提供

【知事公室、危機管理総室、関係総室等、各地方振興局、各保健福祉事務所ほか】

知事は、事案の発生について、消防防災無線、県総合情報通信ネットワーク、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-アラート)及び地域衛星通信ネットワーク等の通信機器を用い、速やかに、表3-1に定める関係機関（以下「情報伝達先機関」という。）に対し通知するとともに、県警察、消防本部、福島海上保安部及び自衛隊等の関係機関を通じて、又は、地方振興局及び保健福祉事務所等の出先機関が情報収集することにより、当該事案に係る情報収集に努めるとともに、情報伝達先機関に対し、迅速に情報提供を行う。

表3-1 各部局等における関係機関への情報伝達ルート

情報伝達先関係機関		情報伝達担当総室
国機関	消防庁（内閣官房）、福島海上保安部、自衛隊	危機管理総室
	その他省庁	関係総室等
隣接県等（隣接県、応援協定締結県、全国知事会幹事県等）		危機管理総室
市町村、消防本部		危機管理総室
関係指定公共機関	放送事業者	知事公室
指定地方公共機関	福島県医師会等医療関係機関	健康衛生総室、病院局
	日本赤十字社福島県支部、医療事業者（機関）	
	運送事業者（機関）	生活環境総室
	ガス事業者（生活関連等施設を含む）	危機管理総室
	電気・通信事業者等（生活関連等施設の管理者を含む）	危機管理総室
	道路管理事業者	道路総室
生活関連等施設の管理者	水道事業者、水道用水供給事業者	健康衛生総室、企業局
	港湾管理者、空港管理者	河川港湾総室
	ダム管理者	農村整備総室、河川港湾総室
	危険物質等の取扱者	危機管理総室、健康衛生総室 ほか

第3編 武力攻撃事態等及び緊急処理事態への対処
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

情報伝達先関係機関		情報伝達担当総室
多数の者が利用する施設（市町村と伝達先を分担）	学校等教育機関	文書管財総室、義務教育課ほか
	医療機関（災害医療センターを含む）	健康衛生総室、病院局
	社会福祉施設、介護施設	保健福祉総室、生活福祉総室、こども未来局
	その他集客施設（工場・大規模集客施設）	商工労働総室、地方振興局ほか

注1. 表中「危機管理総室」とあるのは、県対策本部等（対策本部体制）設置後は、第2章第2節第1で定める機能班及び実働班に読み替える。

2. 表中「総室」とあるのは、県対策本部等（対策本部体制）設置後は「班」と読み替える。

3 危機管理監の職務

危機管理監は、知事の命を受け、安全及び安心の確保に関する施策の総合的な推進並びに安全管理の総合調整に関する事務を掌理するとともに、危機管理に関して全庁を統括し、危機が生じた場合又は生じるおそれがある場合における緊急的対応に関する事務について、部長その他職員を指揮監督する。

なお、危機管理監は危機管理部長をもって充てることとする。

第2 事態認定前等における初動措置（第12、15、21、26、29、183条関係ほか）

1 関係法令に基づく初動措置等

(1) 特別警戒本部体制等及び災害対策本部又は災害対策本部に準じた配備体制においては、事案の状況に応じて「県地域防災計画」一般災害対策編第3章又は同事故対策編第2～7章及び「県災害救急医療マニュアル」等に基づき、又は、準じて対処するほか、関係機関に対し、消防法（昭和23年法律第186号）、警察官職務執行法（昭和23年法律136号）等の関係法令に基づく対処を要請することなどにより、被害の最小化を図る。

(2) 政府による事態認定後、知事は、関係法令に基づき適切な体制をとるとともに、内閣総理大臣に対する都道府県国民保護対策本部又は都道府県緊急処理事態対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を設置すべき地方公共団体の指定の要請を行う。また、情報収集の結果、武力攻撃災害により、県民等の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認められる場合、知事は、第4章第1節第5で定める武力攻撃災害緊急通報の発令、第7章第4節第1で定める退避の指示等の適切な国民保護措置等を行う。

2 NBC兵器による武力攻撃災害の場合の初動措置等

対象事案が、NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害のおそれがある場合、特別警戒本部体制等及び災害対策本部又は災害対策本部に準じた配備体制においては、本計画によるほか、「県地域防災計画」事故対策編第6章及び「県災害救急医療マニュアル」に基づき、又は、準じて対処するとともに、災害原因物質等に応じ、表3-2のマニユア

ル等を活用し被害の最小化を図る。

表3-2 NBC災害等発生時における対応マニュアル等

災害原因物質等	マニュアル等名
NBC一般（連絡体制・初動措置等） 化学剤使用時における医療体制等	福島県NBC災害等対処現地関係機関連携指針 （平成20年度福島県生活環境部）
生物剤使用時における医療体制等	福島県感染症予防計画 （平成16年度福島県保健福祉部）
核物質使用（放射能汚染）時における 医療体制等	福島県原子力災害医療行動計画 （平成28年度福島県保健福祉部）

3 武力攻撃原子力災害の場合の初動措置等

対象事案が、武力攻撃原子力災害のおそれがある場合、特別警戒本部体制等及び災害対策本部又は災害対策本部に準じた配備体制においては、本計画によるほか、「県地域防災計画」原子力災害対策編第3及び「県原子力災害医療行動計画」に基づき、又は、準じて対処する。

4 関係機関への支援要請

知事は、事案に伴い発生した武力攻撃災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国関係機関や他の都道府県等に対し支援を要請する。

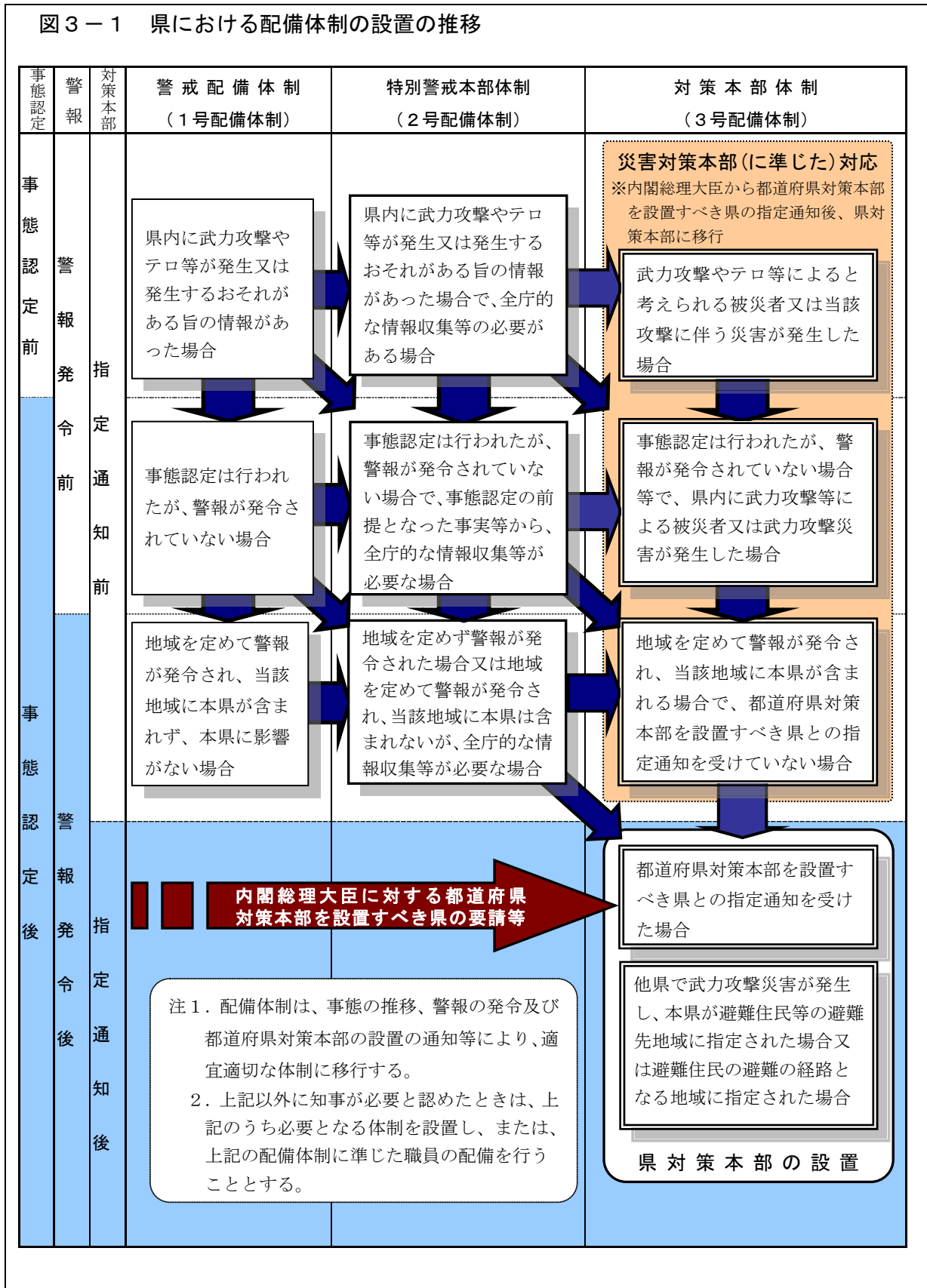
第3 県対策本部等に移行する場合の調整（第25、27、183条関係）

- (1) 特別警戒本部体制等及び災害対策本部又は災害対策本部に準じた配備体制を設置した後に政府において事態認定が行われ、知事に対し、総務大臣を経由して内閣総理大臣から、都道府県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合については、直ちに県対策本部を設置し、新たな体制に移行するとともに、特別警戒本部体制等は廃止する。
- (2) 災害対策本部を廃止した場合、「県地域防災計画」一般災害対策編第3章（事故災害編第2章で準用）の定めにより国（総務省消防庁）及び市町村長等関係機関に通報する。
- (3) 県対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合、知事は、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

第4 特別警戒本部体制等を廃止する場合の通知等

県は、情報収集等の結果、武力攻撃等若しくは武力攻撃災害が発生していないと確認された場合等により特別警戒本部体制等を廃止する場合、国及び情報伝達先機関に対し、第1節第1の1(2)及び2に基づき報告、通知する。

図3-1 県における配備体制の設置の推移



第5 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

- (1) 市町村長が多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合には、市町村は、県に準じた対応をとるものとする。
- (2) 市町村が災害対策本部や危機管理に対処する体制等を設置した後、政府において事態認定が行われ、市町村長に対し、総務大臣を経由して内閣総理大臣から、市町村国民保護対策本部又は市町村緊急対処事態対策本部（以下「市町村対策本部」という。）を設置すべき市町村の指定の通知があった場合は、直ちに市町村対策本部を設置し、災害対策本部等は廃止するものとする。
- (3) (2)の場合において、市町村対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合、市町村長は、必要な調整を行うものとする。

第2章 県対策本部の設置

県対策本部を設置する場合の手順や県対策本部の組織及び機能、県対策本部長の権限等について、以下のとおり定める。

第1節 県対策本部の設置等

第1 県対策本部の設置手順（第25、27、58、59、183条関係ほか）

- 1 県対策本部を設置すべき県の指定の通知
知事は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を經由して都道府県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受ける。
- 2 知事による県対策本部の設置
指定の通知を受けた知事は、直ちに県対策本部を設置する。
- 3 県対策本部員及び県対策本部職員の参集
危機管理総室は、県対策本部員及び県対策本部職員等に対し、第2編第1章第1節第2の4で定める職員参集システム等の連絡網により、県対策本部に参集するよう連絡する。
また、勤務時間内においては、庁内放送等を活用することにより職員への連絡を行う。
- 4 県対策本部の開設【総括班、活動支援班、文書管財班、情報統計班ほか】
 - (1) 総括班及び活動支援班は、第2編第1章第1節第3に基づき、福島県危機管理センター（北庁舎2・3階）に県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムを起動し、関係機関との連絡体制の確認及び資機材の配置等必要な準備を行う。
 - (2) 知事は、県対策本部を設置したときは、県議会に県対策本部を設置したことを報告する。
 - (3) 県対策本部は、表3-1の情報伝達ルートにより情報伝達先機関に対し、速やかに県対策本部を設置したことを通知する。
- 5 交代要員等の確保【活動支援班、人事班、文書管財班、教育総務班ほか】
県対策本部は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料及び燃料等の備蓄、自家発電設備及び宿泊（仮眠）施設の確保等を行う。
- 6 本部の代替機能の確保
知事は、県の区域を越える避難が必要で、県の区域内に県対策本部を設置することができない場合には、避難先地域を管轄する都道府県の知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。

第2 県対策本部を設置すべき県の指定の要請等（第26、183条関係）【総括班】

- 1 知事は、内閣総理大臣から都道府県対策本部を設置すべき県として指定されていない場合において、県における国民保護措置等を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して都道府県対策本部を設置すべき都道府県の指定を行うよう要請する。
- 2 県内の市町村長から知事に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請があった場合についても、県の手続きと同様に行う。

第2節 県対策本部の組織構成等

第1 県対策本部の組織構成（第28、31、183条関係）

- 1 県対策本部の組織構成
県対策本部の組織構成は図3-2のとおりとする。
- 2 県対策本部機能班
 - (1) 県対策本部長を補佐する組織として、県対策本部機能班（以下「機能班」という。）を置く。
 - (2) 機能班の組織編制は表3-3、所掌業務は、表3-4のとおりとする。
- 3 県対策本部実働班
 - (1) 各部各総室等を組織とする県対策本部実働班（以下「実働班」という。）を置く。
 - (2) 実働班は、県対策本部における決定内容等を踏まえて、措置を実施する。
また、実働班は、あらかじめ定められた機能班配備計画に基づき、機能班に支援要員を派遣し円滑な連絡調整を図る。
 - (3) 実働班の組織編制及び所掌業務は表3-5のとおりとする。

図3-2 県対策本部の組織構成



危機管理監は、知事の命を受け、安全及び安心の確保に関する施策の総合的な推進並びに安全管理の総合調整に関する事務を掌理するとともに、危機管理に関して全庁を統括し、危機が生じた場合又は生じるおそれがある場合における緊急的対応に関する事務について、部長その他職員を指揮監督する。

なお、危機管理監は危機管理部長をもって充てることとする。

表3-3 県対策本部機能班の組織編制

班及び構成
<p>総括班（総員36名）</p> <p>総括班は、災害対応の全体調整、人命救助の調整、災害対策本部員会議の運営及び外部からの受援調整を行う。</p> <p><ユニット></p> <p>① 指揮調整ユニット ② 企画調整ユニット ③ 庁内連携ユニット ④ 受援連携ユニット</p> <p><構成員></p> <p>班 長：危機管理課長 副班長：消防保安課長、危機管理課主幹、災害対策課主幹 班 員：</p> <p>(ユニットリーダーの管理職)</p> <p>消防保安課副課長1名、原子力安全対策課主幹1名 企画調整部及び病院局から各1名</p> <p>(ユニットリーダーの主任主査又は主査)</p> <p>危機管理課、消防保安課及び災害対策課から各1名 総務部及び企画調整部から各1名</p> <p>(その他の者)</p> <p>災害対策課及び原子力安全対策課から各3名 危機管理課及び消防保安課から各1名 総務部、企画調整部、生活環境部、保健福祉部及び土木部から各2名 商工労働部、農林水産部、文化スポーツ局、出納局及び教育庁から各1名</p>
<p>避難支援班（総員24名）</p> <p>避難支援班は、避難所の状況把握、県応援職員の派遣調整、避難所に必要な支援物資の把握及び広域避難調整等を行う。</p> <p><ユニット></p> <p>① 避難アセスメントユニット ② 避難支援ユニット</p> <p><構成員></p> <p>班 長：生活環境総務課長 副班長：避難者支援課長、技術管理課長 班 員：</p> <p>(ユニットリーダーの主任主査又は主査)</p> <p>災害対策課から各1名 避難地域復興局及び土木部から各1名</p> <p>(その他の者)</p> <p>消防保安課から3名、原子力安全対策課から2名</p>

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処

第2章 県対策本部の設置

危機管理課及び災害対策課から各1名
生活環境部から3名、教育庁から2名
企画調整部、保健福祉部、観光交流局、農林水産部、土木部及び企業局から各1名

班及び構成

情報班（総員39名）

情報班は、被害状況即報作成と広報、被害等の情報収集、情報の整理分析及び問い合わせ対応を行う。

<ユニット>

- ① 即報作成・広報ユニット
- ② 人的被害・住家被害情報ユニット
- ③ インフラ被害情報ユニット
- ④ 問合せ対応ユニット

<構成員>

班 長：災害対策課長

副班長：県民広聴室長、企業総務課長、デジタル変革課総括主幹

班 員：

(ユニットリーダーの管理職)

総務部及び生活環境部から各1名

(ユニットリーダーの主任主査又は主査)

保健福祉部、農林水産部、土木部、病院局、企業局及び教育庁から各1名

(その他の者)

災害対策課から3名、消防保安課から2名

危機管理課及び原子力安全対策課から各1名

生活環境部、農林水産部及び教育庁から各3名

総務部、観光交流局、土木部及び出納局から各2名

企画調整部、病院局及び企業局から各1名

活動支援班（総員21名）

活動支援班は、事務局職員の安全管理のほか、物資や応援職員の確保、勤務ローテーションの調整、事務局の予算・経理・庶務、防災行政無線の運用を行う。

<ユニット>

- ① 安全監理調整ユニット
- ② 活動支援ユニット
- ③ 予算・経理ユニット
- ④ 防災行政無線ユニット

<構成員>

班 長：人事課長

副班長：行政経営課管理職、危機管理部主幹

班 員：

(ユニットリーダーの主任主査又は主査)

災害対策課から3名、総務部及び出納局から各1名

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処

第2章 県対策本部の設置

(その他の者)

危機管理課から2名、総務部から6名、教育庁から4名
出納局から1名

班及び構成

被災者支援班 (22名)

被災者支援班は、応急修理や借上住宅等の住宅支援に係る市町村支援を行う。

<ユニット>

① 応急修理ユニット

② 借上住宅ユニット

<構成員>

班 長：災害対策課主幹

副班長：建築指導課主幹、土木部管理職、

班 員：

(ユニットリーダーの管理職)

避難地域復興局及び教育庁から各1名

(その他の者)

土木部から4名

企画調整部から各3名

災害対策課、避難地域復興局から各2名

危機管理課、農林水産部、商工労働部、文化スポーツ局、こども未来局および病院局から各1名

物資班 (総員33名)

物資班は、避難所支援物資の調達及び輸送調整並びに義援物資の受領及び配分調整を行う。

<ユニット>

① 物資調整ユニット

② 要請・調達ユニット

③ 輸送調整ユニット

<構成員>

班 長：商工総務課長

副班長：農林総務課長、出納総務課長

班 員：

(ユニットリーダーの主任主査又は主査)

生活環境部及び商工労働部から各2名

企画調整部及び農林水産部から各1名

(その他の者)

危機管理課から2名、災害対策課から1名

企画調整部及び商工労働部から各4名

農林水産部から3名

総務部、保健福祉部、こども未来局及び教育庁から各2名

観光交流局及び出納局から各1名

班及び構成
原子力班（総員30名） <ユニット> ① 原子力災害対策ユニット ② 発電所監視ユニット ③ モニタリングユニット <構成員> 班 長：原子力安全対策課長 副班長：放射線監視室長、原子力安全対策課主幹 班 員： (ユニットリーダーの主任主査等) 原子力安全対策課から2名、放射線監視室から1名 (その他の者) 原子力安全対策課から18名、放射線監視室から6名
警察班 班 長：警察本部課長 副班長：警察本部警備部から配置 ※警察本部課長を班長とし、警察官必要数を派遣する。

表3-4 県対策本部機能班の所掌業務

班名	ユニット	ユニット リーダー	所 掌 業 務
総括班	指揮調整 ユニット	危機管理課長 消防保安課長 危機管理課主幹	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置等の基本方針の調整に関する事。 2 国民保護措置等の指揮及び総合調整に係る事務局長の補佐に関する事。 3 避難の指示、緊急通報の発令、退避の指示及び武力攻撃災害の防御に関する指示等に関する事。 4 救援に関する措置（被災者の捜索・救助、死体の検索）に係る救助部隊との連携調整に関する事。 5 緊急消防援助隊の要請及び緊急消防援助隊消防応援活動調整本部の運営に関する事。 6 自衛隊の国民保護等要請に関する事。 7 各防災関係機関のヘリコプター等の運用調整に関する事。 8 情報連絡員（県リエゾン）の市町村への派遣指示に関する事。 9 電力、都市ガス及び通信インフラの復旧に係る調整に関する事。 10 社会秩序の維持及び安全の確保に関する事。 11 総括班の総括に関する事。 12 武力攻撃原子力災害の状況把握に関する事。 13 武力攻撃原子力災害対策本部との連絡調整等に関する事。 14 指定公共機関（原子力防災管理者に限る。）に関する事。 15 武力攻撃災害への対処に関する措置（事前措置、応急公用負担、消防等）に関する事。 16 生活関連等施設及び公共施設等の安全確保に関する事。 17 市町村への支援についての総合調整、救援に関する措置に係る市町村への事務委任手続きに関する事。
	企画調整 ユニット	企画調整部及び 病院局の管理職	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び事務局長からの指示に対する初期対応と担当組織への引継ぎに関する事。 2 国民保護措置等に係る市町村からの要望への対応のとりまとめに関する事。 3 本部長の現地視察に関する事。 4 その他の国民保護措置等への初期対応と担当組織の調整、引継ぎに関する事。
	庁内連携 ユニット	総務部及び企画 調整部の主任主 査等	<ol style="list-style-type: none"> 1 福島県対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）の運営及び記録に関する事。 2 国民保護措置等に係る危機管理室員会議の運営及び記録に関する事。 3 国民保護措置等に係る関係課長会議の運営と記録に関する事。 4 班長会議及びユニットリーダー会議（複数班のユニットリーダーによるものに限る。）の運営と記録に関する事。 5 地方対策本部及び現地対策本部に関する事。 6 福島県対策本部実働班（以下「実働班」という。）の活動状況の把握及び事務局と実働班との情報共有に関する事。 7 被災者向けの県支援策のとりまとめと県民への周知に関する事。

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処

第2章 県対策本部の設置

班名	ユニット	ユニット リーダー	所 掌 業 務
総括班	受援連携 ユニット	災害対策課主 幹 原子力安全対 策課主幹	<ol style="list-style-type: none"> 1 国及び他都道府県に対する応援要請に関すること（物資班に係るものを除く。）。 2 関係機関や民間団体からの県への応援職員の受入及び応援活動の調整並びにその活動の記録に関すること。 3 応援協定締結団体への応援要請に関すること（物資班に係るものを除く。）。 4 県への応援職員の本部員会議への出席に関すること。 5 国現地対策本部や国等関係機関による調整会議等への対応に関すること。 6 市町村班による被災市町村の受援調整の把握に関すること。
避難支援班	避難アセ スメント ユニット	生活環境総務 課長 避難者支援課 長 技術管理課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災住民の避難経路及び移動手段の確保に係る市町村への支援の必要性の把握に関すること。 2 避難所に係るアセスメント（人数、男女別、年齢構成、配慮が必要な者等）の実施及び保健福祉部保健医療福祉調整本部等との情報共有に関すること。 3 避難所毎に必要な食料、生活支援物資、医療及び通信設備等の支援ニーズの把握とその提供に係る調整に関すること。 4 市町村の避難所運営に係る県応援職員のニーズ把握及び派遣人数の調整に関すること。 5 県外を含む広域避難に係る調整に関すること。 6 避難所における事故等の把握と対応に関すること。 7 避難支援班の総括に関すること。
	避難支援 ユニット	災害対策課、避 難地域復興局 及び土木部の 主任主査等	<p>避難支援ユニットは避難アセスメントユニットから指示された支援に係る次の調整を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難経路や移動手段の確保に係る市町村への支援の調整に関すること。 2 避難所の運営に係る県応援職員の確保及びその活動の支援に関すること。 3 避難所における生活再建支援情報の提供や相談会の実施に関すること。 4 避難所におけるボランティア活動の調整に関すること（県へ申し出があった場合に限る。）。 5 県内における広域避難に必要な避難所の開設と運営に関すること。
情報班	即 報 作 成・広報 ユニット	災害対策課長 企業総務課長 デジタル変革 課総括主幹	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況即報の作成に関すること。 2 被害状況即報に関する問い合わせへの対応に関すること。 3 記者ブリーフィングの資料作成に関すること。 4 情報班で収集した全ての情報の整理・保存に関すること。 5 情報班の総括に関すること。 6 その他国民保護措置等の実施等についての県民等への情報提供に関すること。

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処

第2章 県対策本部の設置

班名	ユニット	ユニット リーダー	所 掌 業 務
情報班	人的被害・住家被害情報ユニット	保健福祉部、病院局及び教育庁の主任主査等	<ol style="list-style-type: none"> 1 人的被害及び住家被害に係る情報収集及び集計に関すること。 2 収集した情報に係る各班、関係機関、実働班及び地方対策本部等への共有に関すること。 3 隣接各県の対策本部設置状況及び被害状況等の把握に関すること。 4 安否情報の調整及び総務大臣に対する報告に関すること。
	インフラ被害情報ユニット	農林水産部、土木部及び企業局の主任主査等	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、生活交通、電力、水道、ガス及び通信等のインフラ被害と復旧に係る情報の収集と集計に関すること。 2 道路の交通規制状況の収集に関すること。 3 収集した情報に係る各班、関係機関、対策本部各部及び災害対策地方本部等への共有に関すること。 4 被災地における支援活動情報の収集に関すること。
	被害情報ユニット	人的被害・住家被害情報ユニット及びインフラ被害情報ユニットのユニットリーダー	<p>被害情報ユニットは、人命救助フェイズの終了後、人的被害・住家被害情報ユニットとインフラ被害情報ユニットを統合して設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害に係る被害や復旧に係る情報の収集及び集計に関すること。 2 収集した情報に係る各班、関係機関、対策本部各部及び災害対策地方本部等への共有に関すること。 3 隣接各県の災害対策本部設置状況及び被害状況等の把握に関すること。 4 被災地における支援活動情報の収集に関すること。
	問い合わせ対応ユニット	県民広聴室長 総務部及び生活環境部の管理職	<ol style="list-style-type: none"> 1 発災時以降における県民等からの被害情報、安否情報、ボランティア活動等の問い合わせへの対応に関すること。 2 被災者支援に係る県民からの相談への対応に関すること。 3 その他、事務局への各種問い合わせに関すること。
活動支援班	安全監理調整ユニット	人事課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 事務局職員の勤務時間など労働安全の監理に関すること。 2 県職員の安否及び県管理施設の被害の把握と集計に関すること。 3 市町村に応援派遣する職員の調整に関すること。 4 事務局への応援職員の調整に関すること。 5 活動支援班の総括に関すること。

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処

第2章 県対策本部の設置

班名	ユニット	ユニット リーダー	所 掌 業 務
活動支援班	活動支援ユニット	総務部及び出納局の主任主査等	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部機能班（以下「機能班」という。）の庶務に関すること。 2 機能班職員及び情報連絡員（県リエゾン）の勤務ローテーション及び勤務記録の整理に関すること。 3 機能班を設置する危機管理センター内のレイアウト調整や追加執務スペースの確保に関すること。 4 機能班運営に必要な事務用品や食料等の確保と管理に関すること。 5 機能班職員に必要な宿泊先の確保に関すること。 6 機能班の活動に必要な車両の確保と管理に関すること。 7 関係機関やボランティア等の車両を含む緊急通行車両の申請手続きに関すること。 8 機能班職員に対する赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関すること。
	予算・経理ユニット	危機管理本部主幹	<ol style="list-style-type: none"> 1 機能班の予算に関すること。 2 機能班の経理に関すること。
	防災行政無線ユニット	災害対策課専門通信技師及び主任通信技師	<ol style="list-style-type: none"> 1 県総合情報通信ネットワークの管理統制に関すること。 2 福島地方気象台から提供される気象情報等の收受及び共有に関すること 3 防災行政無線等に係る通信・連絡体制の確保に関すること
被災者支援班	応急修理ユニット	土木部及び教育庁の管理職	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急修理制度の構築、周知、市町村説明会の開催及び制度運用に関すること。
	借上住宅ユニット	避難地域復興局管理職 建築指導課主幹	<ol style="list-style-type: none"> 1 賃貸型応急住宅制度の構築、周知及び市町村説明会の開催に関すること。 2 賃貸型応急住宅の契約事務に係る建築班への応援に関すること。
物資班	物資調整ユニット	商工総務課長 農林総務課長 出納総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所支援物資の確保手段に係る調整に関すること。 2 支援物資の在庫管理及び補充の調整に関すること。 3 物資班の総括に関すること。

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処

第2章 県対策本部の設置

班名	ユニット	ユニット リーダー	所 掌 業 務
物資班	要請・調 達ユニッ ト	企画調整部、商 工労働部及び 農林水産部の 主任主査等	1 避難所支援物資の国や他都道府県等に対する物資の供給要請に関する事 2 避難所支援物資の災害時応援協定締結団体からの調達に関する事 3 企業等からの寄付物資の受入調整に関する事
	輸送調整 ユニット	生活環境部及 び商工労働部 の主任主査等	1 避難所支援物資搬送に係る調整に関する事 2 搬送状況に係る情報の市町村等への伝達に関する事
原子力班	原子力災 害対策ユ ニッ ト	原子力安全対 策課主任主査	1 武力攻撃原子力災害による通報連絡に関する事 2 原子力防災緊急時連絡網システムに関する事 3 収集した情報に係る各班、関係機関、市町村等への共有に関する事 4 プラント状況等に係る一般住民への広報調整に関する事 5 原子力現地災害対策本部との連絡調整に関する事 6 原子力災害に係る要員及び資機材の調整に関する事 7 原子力災害における屋内退避及び避難等の防護措置の調整に関する事 8 原子力班の総括に関する事
	発電所監 視ユニッ ト	原子力安全対 策課主任主査	1 原子力発電所の状況等に関する情報の収集及び共有に関する事 2 原子力事業者との連絡調整に関する事
	モニタリ ングユニ ット	放射線監視室 主任主査等	1 緊急時モニタリングに関する事
班名		所掌分掌	
警察班		1 県警警備本部との連絡調整に関する事	

注1. 総括班を除く各機能班について、上記業務以外に次の業務が共通業務として含まれる。

- 1 業務計画の作成に関する事
- 2 行動記録の作成に関する事
- 3 所管業務に関する関係機関に対する情報提供、報告及び通報の実施に関する事
- 4 所管業務に関する関係機関との連絡調整に関する事
- 5 所掌業務に係る実働班に対する業務の実施についての連絡及び調整に関する事
- 6 所掌事務に係る各実働班に対する事務の実施についての指示及び進捗状況の把握に関する事
- 7 その他事務局長の命ずること

注2 各機能班に配置される班員は別に定める。

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処

第2章 県対策本部の設置

注3. 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害の状況によっては、被害状況の把握を行うため、各機能班員から組織する現地調査班を被災地等（現地調整所を含む。）に派遣し、現地の情報収集及び事情偵察等を行う。

また、国現地対策本部、市町村対策本部等に機能班員を派遣し、連絡調整及び情報収集を行う。

注4. 本部長は、初動対応において各実働班と各機能班の業務を迅速かつ円滑に遂行するため必要があると認めるときは、部局長を各機能班の臨時の最高責任者とすることができる。

注5. 各機能班の人数については、事務局長の判断により柔軟に増減できるものとする。

表3-5 県対策本部実働班の組織編制及び所掌業務

班名	所 掌 業 務	担当機能班
総務部 知事 公室 班	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。	総括班
	2 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害についての広聴及び県民の苦情、相談等の処理に係る県庁内（以下「庁内」という。）調整に関すること（臨時相談所への派遣を含む。）。	情報班
	3 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び報道協力依頼に関すること。	
	4 広報活動、報道機関の取材対応、記者会見等の調整・記録、その他広報に関すること。	
	5 武力攻撃災害用ホームページの開設、インターネットを利用した武力攻撃事態等及び武力攻撃災害に係る情報の提供に関すること。	
	6 武力攻撃事態等及び武力攻撃災害についての写真の収集及び記録並びに国及び関係機関への広報等に関すること。	
	7 プレスルームの運営及び報道事業者に対する情報提供に関すること。	
	8 放送事業者に対する警報の放送及び警報の解除の放送、避難の指示及び避難の指示の解除の放送、緊急通報の放送の求めに関すること。	総括班
財務 班	1 部内各班の連絡調整に関すること。	総括班
	2 県議会との連絡に関すること。	
	3 県税の減免及び猶予措置に関すること。	
	4 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。	
	5 国民保護措置等経費の予算措置に関すること。	活動支援班
	6 部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。	関係機能班
	7 部内他班の所掌に属しない業務に関すること。	
人事 班	1 職員の動員に関すること。	活動支援班
	2 職員の非常招集に関すること。	
	3 対応要員の確保及びローテーションに係る庁内調整に関すること。	
	4 要避難地域等における職員（家族を含む。）の福利厚生に関すること。	
	5 被災職員（家族を含む。）の集計等に関すること。	
	6 対応要員の安全確保に関すること（赤十字標章等及び特殊標章等の交付等の手続きを含む。）。	
	7 他の都道府県等に対する職員の派遣要請及び派遣のあっせん要請に関すること。	総括班
	8 借上げ避難施設（共済組合関係施設に限る。）に関すること。	避難者支援班

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処

第2章 県対策本部の設置

班名		所 掌 業 務	担当機能班
総務部	文書管財班	1 公立大学法人及び私立学校の被害の調査に関する事。	情報班
		2 公立大学法人及び私立学校の児童、生徒及び学生の安否情報の収集及び整理に関する事。	
		3 被災者情報及び安否情報の個人情報の適正な取扱いに関する事。	
	市町村班	4 県庁舎、合同庁舎、公舎及びこれらの附属施設等の被害の調査に関する事。	情報班 活動支援班
		5 県対策本部室等の確保及び本部内通信回路の設置等に関する事。	活動支援班
		6 通信連絡体制(福島県総合情報通信ネットワーク及び総合行政ネットワークを除く。)の確保及び庁内放送による職員への情報伝達に関する事。	物資班
		7 集中管理自動車の配車に関する事。	
		8 被災した私立学校の児童及び生徒に対する学用品の給与に関する事。	関係機能班
	9 私立学校における武力攻撃災害時要配慮者対策に関する事。		
	10 被災した私立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関する事。		
	市町村班	11 被災地における私立学校の被災児童及び生徒の健康管理及びメンタルヘルスケアに関する事。	総括班
		12 県庁舎、合同庁舎、公舎及びこれらの附属施設等の安全確保に関する事。	
3 安否情報の収集及び整理に関する事(市町村からの情報に限る。)		情報班	
危機管理部	<p>※県対策本部設置後における危機管理総室所管業務の取扱い</p> <p>危機管理総室職員は、機能班員として国民保護措置等に係る業務を行うため、県対策本部設置後における危機管理総室所管業務のうち機能班が所管しないものについては、次の実働班に業務を移管する。</p> <p>○危機管理課所管業務(赤十字標章等の交付等) 環境共生班 (生活関連等施設等の安全確保) 企業班</p> <p>○消防保安課所管業務(消防団、ガス・火薬関係) 環境保全班</p> <p>○災害対策課所管業務(自主防災組織関係) 環境保全班</p> <p>○原子力安全対策課所管業務(原子力発電所関係) 地域づくり班</p>		

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処

第2章 県対策本部の設置

班名		所 掌 業 務	担当機能班
企画調整部	企画調整班	1 部内各班の連絡調整に関すること。	総括班
		2 政府及び国会に対する要望書等の作成に関すること。	
		3 政府及び国会の視察団の視察の対応及び総合調整に関すること。	関係機能班
		4 各部における政府及び国会に対する要望等並びに資料作成の総合調整に関すること。	
		5 県民からの問合せ、相談対応の調整・協力に関すること。	情報班
		6 部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。	活動支援班
		7 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。	総括班
		8 部内他班の所掌に属しない業務に関すること。	関係機能班
地域づくり班	地域づくり班	1 原子力発電所の被害状況の把握に関すること。	原子力班
		2 生活関連等施設（原子力発電所に限る。）の安全確保に関すること。	総括班
		3 緊急物資等の受入及び配送に関すること。	物資班
		4 その他原子力安全対策課所管業務の補助に関すること。	関係機能班
情報統計班	情報統計班	1 通信連絡体制（県総合情報通信ネットワークシステム及び総合行政ネットワークに限る。）の確保に関すること。	活動支援班
		2 安否情報の収集、整理及び提供に関すること。	情報班
避難地域復興班	避難地域復興班	1 駐在先市町村の被害情報の把握に関すること。	総括班
		2 駐在先市町村と県（災害対策地方本部）との連絡調整に関すること。	
文化スポーツ班	文化スポーツ班	1 特定非営利活動法人に係る情報の収集及び提供に関すること。	情報班
		2 文化施設、体育施設等の被害の調査に関すること。	情報班 活動支援班

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処

第2章 県対策本部の設置

班名		所 掌 業 務	担当機能班
生活環境部	生活環境班	1 部内各班の連絡調整に関する事。	総括班
		2 生活交通関係の被害の調査に関する事。	情報班
		3 男女共同参画に係る施設の被害の調査に関する事。	
		4 避難所運営等における人権・男女共同参画に関する事。	避難支援班
		5 外国人等の要配慮者対策に関する事。	
		6 安否情報（外国籍の者に限る。）の収集、整理及び日本赤十字社への提供に関する事。	情報班
		7 避難先地域等における消費者保護対策に関する事。	関係機能班
		8 物価対策の連絡調整に関する事。	
		9 避難先地域等における物価の安定に関する事。	
	10 避難誘導時及び避難住民等の救援のための食料品類、毛布、衣料品、寝具、ろうそく、その他生活必需品の調達に関する事（福島県生活協同組合連合会からの調達に限る。）。	物資班	
	11 運送事業者等である指定公共機関、指定地方公共機関及び他の民間運送事業者の輸送力の把握に関する事。		
	12 運送事業者等である指定公共機関、指定地方公共機関及び他の民間運送事業者との連絡調整及び運送協力依頼に関する事。		
	13 被災地等における緊急通行車両の確認証明書の発行等に関する事。	活動支援班	
	14 運送事業者等である指定公共機関、指定地方公共機関及び他の民間運送事業者に対する特殊標章等の交付等に関する事。		
	15 部内の対応要員の確保及びローテーションに関する事。		
	16 生活関連等施設等（鉄道施設及び軌道施設に限る。）の安全確保に関する事。	総括班	
	17 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事。		
	18 武力攻撃災害復興寄附金の受入に関する事。	関係機能班	
	19 部内他班の所掌に属しない業務に関する事。		
環境共生班	1 自然公園等に係る施設の被害の調査に関する事。	情報班	
	2 被災地における環境汚染（水、大気・土壌関係に限る。）の応急対策に関する事。	関係機能班	
	3 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に係る庁内調整に関する事。	活動支援班	
	4 ライフライン（ガス、上・下水道関係を除く。）の供給状況等に係る情報収集に関する事。	情報班	
	5 その他危機管理課所管業務の補助に関する事。	関係機能班	

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処

第2章 県対策本部の設置

班名		所 掌 業 務	担当機能班
生活環境部	環境保全班	1 被災地における廃棄物の処理及び清掃に関すること。	総括班
		2 被災地における環境汚染（廃棄物に限る。）の応急対策に関すること。	関係機能班
		3 消防機関及び自主防災組織に関すること。	総括班 関係機能班
		4 ガス関係施設の被害の調査に関すること。	情報班
		5 被災時における高圧ガス及び火薬類による被害の調査に関すること。	
		6 ガス事業者等である指定公共機関、指定地方公共機関及び他の民間ガス事業に対する特殊標章等の交付等に関すること。	活動支援班
		7 ガス事業者等である指定公共機関、指定地方公共機関及び他の民間ガス事業者との連絡調整及びガスの供給依頼に関すること。	総括班
		8 生活関連等施設（ガス工作物及び消防保安課が所管する危険物質等取扱所に限る。）の安全確保に関すること。	
		9 その他消防保安課所管業務の補助に関すること。	関係機能班
保健福祉部	保健福祉班	1 部内各班の連絡調整に関すること。	総括班
		2 福祉関係施設における被害の取りまとめに関すること。	情報班
		3 県社会福祉事業団の安否情報の収集及び整理に関すること。	
		4 部内における安否情報の取りまとめに関すること。	関係機能班
		5 武力攻撃災害時要配慮者対策に係る部内の調整に関すること。	
		6 被災地におけるメンタルヘルスケアに係る部内の調整に関すること。	
		7 武力攻撃災害時における国民健康保険被保険者等の保険診療支援等に関すること。	
		8 福祉避難所の指定及び部内の調整に関すること。	避難支援班
		9 部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。	活動支援班
		10 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。	総括班
		11 部内他班の所掌に属しない業務に関すること。	関係機能班

第3編 武力攻撃事態等及び緊急処理事態への対処

第2章 県対策本部の設置

班名		所 掌 業 務	担当機能班
保健福祉部	生活福祉班	1 救護施設、老人福祉施設、老人保健施設、障がい福祉サービス事業所及び障がい者支援施設の被害の調査に関する事。	情報班
		2 県立社会福祉施設の安否情報の収集及び整理に関する事（生活福祉班が所掌するものに限る。）。	
		3 被災者に対する生活福祉資金の貸付けに関する事。	
		4 社会福祉協議会（ボランティアセンター）との連絡体制に関する事。	情報班 活動支援班
		5 高齢者、障がい者等の武力攻撃災害時要配慮者対策に関する事。	関係機能班
		6 被災地における障がい者世帯の援護対策に関する事。	
		7 救護施設、老人福祉施設、老人保健施設、障がい福祉サービス事業所及び障がい者支援施設の応急復旧に関する事。	
		8 被災地における高齢者等のメンタルヘルスケアに関する事。	
		9 福祉避難所に関する事（生活福祉班が所掌するものに限る。）。	避難支援班
		10 義援金品の受付及び配付手続き等に係る庁内調整に関する事。	総括班

第3編 武力攻撃事態等及び緊急処理事態への対処

第2章 県対策本部の設置

班名		所 掌 業 務	担当機能班	
保 健 福 祉 部 班	健 康 衛 生	1 市町村保健センター、災害拠点病院、感染症指定医療機関等の医療関係機関及び水道施設等の被害の調査に関すること。	情 報 班	
		2 市町村保健センター、災害拠点病院、感染症指定医療機関等の医療関係機関の安否情報の収集及び整理に関すること。		
		被災地における飲料水の供給に関すること。	総 括 班	
		4 被災地における感染症の予防に関すること。	関 係 機 能 班	
		5 国、他の都道府県研究機関等及び医療関係機関との連携及び対処に関すること。		
		6 市町村保健センター、災害拠点病院、感染症指定医療機関等の医療関係機関及び水道施設等の応急復旧に関すること。		
		7 被災地における被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。		
		8 避難誘導時及び避難住民等の救援のための応急医療の提供及び助産に関すること。(統括災害医療コーディネーターによるDMAT及び医療救護班の調整等を含む。)		
		9 被災地への医療救護班(県立病院関係を除く。)の派遣に関すること。		
		10 環境衛生に関すること(衛生害虫駆除を除く。)		
		11 医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関すること。		
		12 被災地における医療救護所(臨時の医療施設を含む。)の設置に関すること。		
		13 医療関係団体等である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び協力依頼に関すること。		
		14 動物(ペットに限る。)救護対策に関すること。		
		15 食品の安全確保及び食品衛生の確保に関すること。		
		16 遺体の処理(検案や広域火葬調整等)の実施に関すること。		
		17 被災地における毒物及び劇物の管理に関すること。		
		18 難病患者等の要配慮者対策に関すること。		
		19 借上げ避難所に関すること(観光交流班が所掌するものを除く。)		避難支援班
		20 医療事業者等である指定公共機関、指定地方公共機関及び他の医療関係機関(者)に対する赤字標章等の交付等に関すること		活動支援班
		21 生活関連等施設(取水施設、貯水施設、浄水施設及び貯水池、毒物、劇物及び医薬品に係る危険物質等取扱所に限る。)の安全確保に関すること。		総 括 班

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処
第2章 県対策本部の設置

班名		所 掌 業 務	担当機能班
保健福祉部	こども未来班	1 青少年に係る施設及び児童福祉施設等の被害の調査に関する事。	情報班 活動支援班
		2 県立社会福祉施設の安否情報の収集及び整理に関する事（こども未来班が所掌するものに限る。）。	情報班
		3 障がい児、児童及びひとり親世帯の武力攻撃災害時要配慮者対策に関する事。	関係機能班
		4 被災地における障がい児、児童及びひとり親世帯の援護対策に関する事。	
		5 児童福祉施設等の応急復旧に関する事。	
		6 被災地における被災児童等のメンタルヘルスカケアに関する事。	
		7 福祉避難所に関する事（こども未来班が所掌するものに限る。）。	
商工労働部	商工労働班	1 部内各班の連絡調整に関する事。	総括班
		2 協力事業者等による国民保護措置等の支援に関する事。	
		3 商工関係施設の被害の調査に関する事。	情報班
		4 商工関係施設の応急復旧に関する事。	関係機能班
		5 被災事業者等に対する各種資金の提供及びあっせんに関する事。	
		6 被災者に対する就業のあっせんに関する事。	
		7 緊急物資等の受入及び配送（庁内調整を含む。）の指示に関する事。	物資班
		8 広域陸上輸送拠点等における緊急物資等の受入・配送施設の確保に関する事。	
		9 部内の対応要員の確保及びローテーションに関する事。	活動支援班
		10 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事。	総括班
		11 部内他班の所掌に属しない業務に関する事。	関係機能班
産業振興部	産業振興班	1 避難誘導時及び避難住民等の救援のための食料品類、毛布、衣料品、寝具、ろうそく、その他生活必需品の調達に関する事（福島県生活協同組合連合会からの調達を除く。）。	物資班
		2 物資の調達及び被災地への物資の配送に係る庁内調整に関する事。	
	観光交流班	1 外国人旅行者の支援に関する事。	関係機能班
		2 福島空港における運航状況等の情報収集に関する事。	
		3 借上げ避難施設に関する事（健康衛生班が所掌するものを除く。）。	避難支援班
		4 県民からの問合せ、相談対応（安否情報の提供を除く。）に関する事。	情報班
農林水産部	農林水産班	1 部内各班の連絡調整に関する事。	総括班
		2 農林水産関係の被害の取りまとめに関する事。	情報班
		3 部内の対応要員の確保及びローテーションに関する事。	活動支援班
		4 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事。	総括班
		5 部内他班の所掌に属しない業務に関する事。	関係機能班

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処
第2章 県対策本部の設置

班名		所 掌 業 務	担当機能班
農 林 水 産 部	農 業 支 援 班	1 農業被害の調査に関する事。	情 報 班
		2 農業気象に関する事。	関 係 機 能 班
		3 被災農業者に対する農業金融(他班の所掌に属しないものに限る。)及び農業保険法に関する事。	
		4 農作物の技術対策に関する事。	
		5 農業被害の応急対策に関する事。	
	生 産 流 通 班	1 水産関係施設(漁港関係施設を除く。)、漁船等の被害の調査に関する事。	情 報 班
		2 避難誘導時及び避難住民等の救援のための主食の調達に関する事。	物 資 班
		3 避難誘導時及び避難住民等の救援のための農産物等物資の調達に関する事。	
		4 家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調整に関する事。	
		5 避難誘導時及び避難住民等の救援のための畜産物の調達に関する事。	総 括 班
		6 避難誘導時及び避難住民等の救援のための水産物の調達に関する事。	
7 救援等用の漁船の調達に関する事。			
8 被災漁業者に対する漁業金融及び漁業災害補償に関する事。			
農 村 整 備 班		9 水産関係施設(漁港関係施設を除く。)、漁船等の応急復旧に関する事。	関 係 機 能 班
		10 家畜救護対策に関する事。	
	11 生活関連等施設(動物用医薬品に係る危険物質等取扱所に限る。)の安全確保に関する事。	総 括 班	
農 村 整 備 班	1 農地及び農業用施設の被害の調査に関する事。	情 報 班	
	2 農地及び農業用施設の応急復旧に関する事。	関 係 機 能 班	
	3 農業水利の確保に関する事。	総 括 班	
	4 武力攻撃災害発生時における農道離着陸場の利用に係る福島市との調整に関する事。		
	5 生活関連等施設(ダムに限る。)の安全確保に関する事。		
森 林 林 業 班	1 民有林内の森林、林産物及び林産物生産施設、林道施設及び治山施設の被害の調査に関する事。	情 報 班	
	2 民有林内の森林、林産物及び林産物生産施設、林道施設及び治山施設の応急復旧に関する事。	関 係 機 能 班	
	3 救援に関する措置用国有林材の需要量の掌握及び払下げのあっせん並びに森林管理局との連絡に関する事。		
	4 被災林業者に対する林業金融に関する事。		
土 木 部	土 木 班	1 部内各班の連絡調整に関する事。	総 括 班
		2 部内の対応要員の確保及びローテーションに関する事。	活 動 支 援 班
		3 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事。	総 括 班
		4 部内他班の所掌に属しない業務に関する事。	関 係 機 能 班
	企 画 技 術 班	1 土木関係の被害の取りまとめに関する事。	情 報 班
2 部内の国民保護措置等の取りまとめに関する事。	関 係 機 能 班		

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処
第2章 県対策本部の設置

班名		所 掌 業 務	担当機能班		
土 木 部	道 路 班	1 道路、橋りょう等の被害及び通行が不能な箇所の調査に関する事	情 報 班		
		2 道路及び橋りょう等の被害の応急復旧に関する事	関係機能班		
		3 通行路線の調整(自衛隊、東日本高速道路株式会社等の調整を含む。)に関する事	総 括 班 活動支援班		
		4 緊急輸送路の確保に関する事	総 括 班 避難支援班 物 資 班		
		5 道の駅等の施設利用に関する事	総 括 班		
河 川 港 湾 班	1 水防情報の収集及び通報に関する事	2 公共土木施設被害の取りまとめに関する事	総 括 班 情 報 班 活動支援班		
				3 河川・海岸関係施設、ダム施設、砂防関係施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の被害の調査に関する事	情 報 班
	5 水防活動に関する事	総 括 班			
	6 河川・海岸関係施設、ダム施設、砂防関係施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の応急復旧に関する事	7 土砂災害、雪崩災害の応急復旧に関する事	関係機能班		
				8 港湾及び漁港における緊急救援及び住民避難等のための船舶の受入れに関する事	避難支援班
	9 福島空港における緊急救援及び住民避難等のための航空機の受入れに関する事	総 括 班 避難支援班			
	10 生活関連等施設等(水域施設、係留施設、ダム、旅客ターミナル施設、航空保安施設、滑走路等に限る。)の安全確保に関する事	総 括 班			

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処
第2章 県対策本部の設置

班名		所 掌 業 務	担当機能班
土木部	都市班	1 都市施設及び下水道の被害の調査に関すること。	情報班
		2 都市施設及び下水道の応急復旧に関すること。	関係機能班 被災者支援班
	建築班	1 被災建築物の相談に関すること。	被災者支援班
		2 収容施設等の建設に要する資材の調達及びあっせん並びに住宅関係の資金融通に関すること。	
		3 収容施設及び臨時の医療施設等の建設、武力攻撃災害関係住宅に関すること。	
		4 公営住宅等の一時使用に関すること。	
		5 県営住宅の被害調査に関すること。	
6 県営住宅の応急復旧に関すること。	関係機能班		
7 県有施設の応急的営繕工事に関すること。	活動支援班		
出納班	1 指定金融機関等の被害の把握及び連絡調整に関すること。	情報班	
	2 部内各班、各機能班の応援に関すること。	活動支援班	
企業班	1 所管する施設の被害の取りまとめに関すること。	情報班	
	2 所管する施設の応急復旧に関すること。	関係機能班	
	3 避難住民等の救援のための通信設備の確保に関すること。	活動支援班	
	4 生活関連等施設等（他班の所管する生活関連等施設等を除く。）の安全確保に関すること。	総括班	
病院班	1 県立病院の被害の調査に関すること。	情報班	
	2 県立病院の安否情報の収集及び整理に関すること。		
	3 避難誘導時及び避難住民等の救援のための応急医療の提供及び助産に関すること。		関係機能班
	4 被災地への医療救護班（県立病院関係に限る。）の派遣に関すること。		
	5 県立病院の応急復旧に関すること。		
教育庁	教育総務班	1 教育庁内各班の連絡調整に関すること。	総括班
		2 教育関係職員の動員に関すること。	活動支援班
		3 教育関係職員の非常招集に関すること。	
		4 被災教育関係職員（家族を含む。）の集計等に関すること。	
		5 教育庁内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。	
		6 教育庁内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。	
		7 教育庁内他班の所掌に属しない業務に関すること。	関係機能班
	財務班	1 公立学校の応急復旧に関すること。	関係機能班
職員班	1 対応要員（教育関係職員に限る。）の安全確保に関すること（対応要員に対する特殊標章等の交付等の手続きを含む。）	活動支援班	

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処

第2章 県対策本部の設置

班名	所 掌 業 務	担当機能班	
教育 庁	福利班	1 借上げ避難施設（共済組合関係施設に限る。）に関する事	避難支援班
		2 避難先地域等における教育関係職員（家族を含む。）の福利厚生に関する事	活動支援班
	社会教育班	1 社会教育施設の被害の調査に関する事	情報班
		2 美術館及び博物館等収蔵品の保全に関する事	関係機能班
		3 社会教育施設における避難所の開設支援等に関する事	避難支援班
	文化財班	1 文化財の被害の調査に関する事	情報班
		2 文化財の保全に関する事	関係機能班
	義務教育班	1 被災した公立学校（小学校、中学校）の児童及び生徒に対する学用品の給与に関する事	物資班
		2 被災地における公立学校（小学校、中学校）の被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関する事	関係機能班
		3 被災地の義務教育の確保及び教職員の動員に関する事	
		4 対応要員（義務教育関係職員に限る。）の宿泊及び食料確保に関する事	活動支援班
		5 公立学校（小学校、中学校）の児童及び生徒の安否情報の収集及び整理に関する事	情報班
		6 公立学校（小学校、中学校）の被害の調査に関する事	
	高校教育班	1 被災した公立学校（高等学校）の生徒に対する学用品の給与に関する事	物資班
		2 被災地における公立学校（高等学校）の被災生徒のメンタルヘルスケアに関する事	関係機能班
		3 被災地の高校教育の確保及び教職員の動員に関する事	
		4 公立学校（高等学校）における避難所の開設支援等に関する事	避難支援班
		5 対応要員（高校教育関係職員に限る。）の宿泊及び食料確保に関する事	活動支援班
6 公立学校（高等学校）の生徒の安否情報の収集及び整理に関する事		情報班	
7 公立学校（高等学校）の被害の調査に関する事			
特別支援教育班	1 公立学校（特別支援学校）の児童及び生徒の武力攻撃災害時要配慮者対策に関する事	関係機能班	
	2 被災地における公立学校（特別支援学校）の被災児童及び生徒のメンタルヘルスケアに関する事		
	3 被災地の特別支援教育の確保及び教職員の動員に関する事		
	4 被災した公立学校（特別支援学校）の児童及び生徒に対する学用品の給与に関する事	物資班	
	5 対応要員（特別支援教育関係職員に限る。）の宿泊及び食料確保に関する事	活動支援班	
	6 公立学校（特別支援学校）の児童及び生徒の安否情報の収集及び整理に関する事	情報班	
	7 公立学校（特別支援学校）の被害調査に関する事		

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処
第2章 県対策本部の設置

班名	所 掌 業 務	担当機能班
教育庁 健康教育班	1 公立学校の児童及び生徒の災害時要配慮者対策に関すること(特別支援教育班)が所掌するものを除く。) 2 被災した公立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関すること。	関係機能班
警察本部 警察本部対策本部	1 情報の収集並びに警報の伝達に関すること。 2 住民の避難・誘導に関すること。 3 被災者の捜索及び救出に関すること。 4 生活関連等施設の安全確保に関すること。 5 NBC兵器を用いた武力攻撃等への対処に関すること。 6 被害情報の収集及び提供に関すること。 7 警察通信に関すること。 8 道路交通の管理に関すること。 9 その他国民保護対策一般に関すること。	関係機能班
その他 委員会 事務局 (班)	1 他都道府県議会からの調査に関すること。(議会事務局)	関係機能班
	2 他班への対応要員の派遣及び応援に関すること。	活動支援班
	3 他班に属しない業務に関すること。	関係機能班

注1. 各実働班について、上記業務以外に次の業務が共通業務として含まれる。

- 1 所属職員及び家族の被災状況の把握に関すること。
- 2 管理する施設、設備及び備品の被害状況の把握に関すること。
- 3 担当機能班及び実働班に対する業務予定及び業務報告の提出に関すること。
- 4 所掌業務に係る関係部署・機関との連絡調整に関すること。
- 5 所属職員の安全確保(赤十字標章等及び特殊標章等の交付等を含む。)に関すること。
- 6 班内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。
- 7 機能班から要請があった場合における、対応要員の派遣に関すること。
- 8 所掌業務に係る応急復旧計画の作成及び実施に関すること。
- 9 所掌事務に係る予算に関すること。
- 10 公用令書の交付及びこれに伴う損失の補償に関すること。

注2. 表中、**ゴシック字**の部分は、平素において所管していない業務について、県対策本部等設置後に、他班から移管されて行うことを意味する。

なお、移管元の班は、平素に作成した移管業務についての実施要領等に基づき移管先の班が適切に業務を遂行できるよう指導するとともに、必要に応じて職員を派遣することなどにより業務が円滑に行われるようにする。

注3. 複数の班が関係する以下の業務については、当該業務の調整を行う班を下表に定める。

複数の実働班に關係する業務	調整担当班	關係実働班
対応要員の確保及びローテーション	人事班	知事公室班、各部主管班(部内取りまとめ)、出納班、企業班、病院班、教育総務班(教育庁内とりまとめ)ほか
広聴及び県民の相談等の処理	知事公室班	企画調整班、観光交流班
うち安否情報の収集及び提供	情報統計班	文書管財班、市町村班、保健福祉班(部内取

うち安否情報の収集及び日本赤十字社への提供(外国籍の者)	生活環境班	りまとめ)、生活福祉班、こども未来班、健康衛生班、病院班、義務教育班、高校教育班、特別支援教育班、警察本部対策本部
物資の調達及び物資の配送	産業振興班	生産流通班
うち緊急物資等の受付及び配送	商工労働班	観光交流班
うち義援金品の受付及び配布	生活福祉班	
赤十字標章等及び特殊標章等の交付等	環境共生班	生活環境班、健康衛生班、職員班

第2 県対策本部の所掌業務（第27、31、183条関係）

県対策本部は、県及び県内市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する県の区域に係る国民保護措置等の総合的な推進に関する業務を所掌する。

第3 県対策本部における広報等【情報班、知事公室班】

武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐとともに、県民等に対し適時適切な情報提供や武力攻撃災害等に係る相談対応等を行うため、県対策本部に当該事態に係る情報を一元的に取り扱う情報班を設置する。また、広報担当部署として情報班及び知事公室班を設置することなどにより広報広聴体制を整備する。

第3節 県現地対策本部等の設置

第1 県現地対策本部の設置（第28、31、183条関係）

- 1 知事は、避難住民が多い地域や武力攻撃災害による被災者が多数に及ぶ地域等において、市町村対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等を緊密に行う必要がある場合等、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、県民等保護対策本部条例に基づき、県民等保護現地対策本部又は緊急処理事態現地対策本部（以下「県現地対策本部」という。）を設置する。
- 2 県現地対策本部長及び県現地対策本部員は、県対策副本部長及び県対策本部員その他の職員のうちから県対策本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 2以外の県現地対策本部の組織構成及び所掌事務については、別に定める。

第2 県地方対策本部の設置

- 1 県対策本部長が、各地域における国民保護措置等を円滑に実施するため、必要があると認めたときは、地方振興局長は、当該地方振興局の所管区域をその管轄区域とする県民等保護地方対策本部又は緊急処理事態地方対策本部（以下、「県地方対策本部」という。）を設置する。
- 2 地方振興局長が、その所管地域において武力攻撃災害が発生し、又は、発生するおそれがあり、速やかに出先機関の体制を確立する必要があると認める場合においては、地

方振興局長の判断により県地方対策本部を設置することができる。

- 3 県地方対策本部の組織構成及び所掌事務については、別に定める。

第3 東京支部の設置

県対策本部長は、武力攻撃事態等に関して政府、国会その他関係機関との連絡調整のため、必要があると認めるときは、東京事務所に東京支部を設置する。

第4節 県対策本部長の権限（第11、28、29、183条、事態対処法第14条関係ほか）

県対策本部長は、県の区域内における国民保護措置等を総合的に推進するため、国民保護措置等の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置等の確かつ迅速な実施を図る。

- 1 県の区域内における国民保護措置等に関する総合調整【総括班】
 - (1) 県対策本部長は、県の区域内における国民保護措置等を確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置等に関する総合調整を行うことができる。
 - (2) 市町村対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認める場合は、所要の総合調整を行うことができる。
 - (3) (1)、(2)の県対策本部長が行う総合調整については、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮する。
- 2 国対策本部長に対する総合調整の要請【総括班】
 - (1) 県対策本部長は、国対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置（緊急対処措置を除く。）に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。
 - (2) (1)の場合、県対策本部長は、総務大臣（消防庁）を窓口として要請を行うこととし、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。
- 3 職員の派遣の求め【総括班、活動支援班】
 - (1) 県対策本部長は、国民保護措置等の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員の県対策本部会議への出席を求めることができる。
 - (2) 県対策本部長は、防衛大臣に対して、その指定する職員の県対策本部会議への出席を求めることができる（自衛隊の連絡員の派遣）。
- 4 情報の提供の求め【総括班、情報班、関係機能班】
 - (1) 県対策本部長は、国対策本部長に対し、県の区域に係る国民保護措置等の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることが

できる。

(2) (1)の場合、県対策本部長は、消防庁を窓口として情報の提供を求める。

5 国民保護措置等に係る実施状況の報告又は資料の求め【総括班、関係機能班】

県対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、県の区域に係る国民保護措置等の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

6 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め【総括班、関係機能班】

(1) 県対策本部長は、県警察及び県教育委員会に対し、県の区域に係る国民保護措置等を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(2) (1)の場合、県対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

第5節 県対策本部の廃止（第30、183条関係）【総括班】

1 知事は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止する。

2 知事は、県対策本部を廃止したときは、県議会に県対策本部の廃止を報告する。また、表3-1の情報伝達ルートを用いて、速やかに第1節第1の4(3)に定める情報伝達機関に対し、県対策本部を廃止したことを通知する。

3 1の場合において、武力攻撃等及び武力攻撃災害の状況に応じ、知事が、必要と認めるときは、特別警戒本部体制等をとる。

第6節 通信の確保

1 情報通信手段の確保【活動支援班、関係実働班】

県は、携帯電話、衛星携帯電話、地域衛星通信ネットワークの衛星可搬局、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは消防防災無線、県総合情報通信ネットワーク緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-アラート)、インターネット、総合行政ネットワーク(LGWAN)等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置等の実施に必要な情報通信手段を確保する。

2 情報通信手段の機能確認【活動支援班、関係実働班】

県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3 通信輻輳により生じる混信等の対策【活動支援班、関係実働班】

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応

じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、県が運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

4 市町村における通信の確保

市町村は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

なお、市町村は、中山間地域など積雪期等において交通が途絶するおそれのある地域に対する情報通信手段等の確保について配慮するものとする。

第3章 関係機関相互の連携

県は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町村、関係指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 国対策本部との連携（第3、29、172、183条関係ほか）

1 国対策本部との連携【総括班】

県（県対策本部）は、国対策本部と密接な連携を図るため、原則として、消防庁を通じて、各種の調整や情報共有等を行う。

2 国現地対策本部との連携【総括班、避難支援班、県地方（現地）対策本部】

県（県対策本部）は、国現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、国現地対策本部が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催した場合には、県対策本部又は県地方（現地）対策本部員の中から、県対策本部長が指名した者を出席させるものとする。

第2節 関係指定行政機関の長又は関係指定地方行政機関の長等への措置要請

（第11、16、87、97、183条関係ほか）

1 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請【総括班、関係機能班】

(1) 知事は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置等の実施に関し必要な要請を行う。

(2) (1)の場合、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に示して要請する。

2 市町村からの措置要請【総括班、関係機能班】

知事は、市町村長から当該市町村の所掌事務に関する国民保護措置等の実施に関し要請の求めがあった場合には、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うなどにより適切な措置を講ずる。

第3節 自衛隊の部隊等の派遣要請等

（第15、20、183条、自衛隊法第77条の4関係ほか）

1 知事による国民保護等派遣要請【総括班】

(1) 知事は、次の国民保護措置等を円滑に実施するため必要があると認めるときは、自衛隊福島地方協力本部長（第1優先連絡先）又は第6師団長（第2優先連絡先）を通

じて陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする東北方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする中部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に自衛隊法（昭和29年法律第165号）第8条の部隊等（以下「自衛隊の部隊等」という。）の派遣を要請する。ただし、通信の途絶等のためこれらの者に連絡が取れない場合においては、第44普通科連隊長を通じて、東北方面総監、横須賀地方総監又は中部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。（国民保護等派遣）

ア 避難住民の誘導

誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等

イ 避難住民等の救援

食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等

ウ 武力攻撃災害への対処

被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC兵器による攻撃に伴う汚染への対処等

エ 武力攻撃災害の応急の復旧

危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等

- (2) 知事が、(1)の要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

2 市町村長による国民保護等派遣要請の求め【総括班、避難支援班】

知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置等を円滑に実施するため特に必要があるとして自衛隊の部隊等の派遣要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、1(1)と同様に防衛大臣に対し要請する。（国民保護等派遣）

3 国民保護等派遣以外の派遣目的により出動した部隊との調整【総括班】

知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動〔内閣総理大臣の命令に基づく出動〔自衛隊法第78条及び知事の要請に基づく出動（同法第81条）〕により出動した部隊に対しても、県対策本部に駐在する連絡員等を通じ、情報交換等を行うことにより緊密な意思疎通を図る。

第4節 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託（第12、13、183条関係）

1 都道府県間の応援【総括班】

- (1) 知事は、県の区域に係る国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県知事に対して応援を求める。
- (2) 知事が、他の都道府県知事に対し応援を求めた場合及び他の都道府県知事からの応援の求めに応じ応援を実施する場合には、国対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国対策本部に報告を行う。
ただし、県公安委員会が、警察法（昭和29年法律第162号）第60条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に通報する。
- (3) 他都道府県に応援を求める場合には、災害時相互応援協定に基づき、活動の調整等を行うものとする。

2 他の都道府県に対する事務の一部の委託【総括班】

- (1) 県は、県の区域に係る国民保護措置等の実施のため必要があり、県の事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - イ 委託事務に要する経費の支弁の方法
 - ウ その他委託事務に関し必要な事項
- (2) 他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、県は、(1)の事項を公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。
- (3) 他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、知事は、(1)の内容を速やかに県議会に報告する。

第5節 関係指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

（第21、22、71、79、157、158、179、180、183条関係）

【総括班、関係機能班、関係実働班】

- 1 知事は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置等の実施に関し必要な要請を行う。
- 2 1の場合、知事は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。
また、赤十字標章等及び特殊標章等の交付等及び適切な情報提供等を行うことにより、要請を受けた指定公共機関又は指定地方公共機関に従事する者の安全確保に十分配慮す

る。

第6節 関係指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請等（第151～153条）

【総括班、活動支援班】

- 1 知事は、国民保護措置等の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。
また、必要があるときは、知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17等の規定に基づき、他の地方公共団体の長等に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- 2 知事は、1の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合等において、国民保護措置等の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、当該職員の派遣について、あつせんを求める。
- 3 知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置等を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣し、又は、1の派遣要請等を行う。
- 4 県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又は、あつせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。
- 5 知事は、市町村から職員の派遣についてのあつせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あつせんを行い、又は、2の職員の派遣についてあつせんを求める。

第7節 県の行う応援等（第12～14、18、19、21、179、183条関係）

第1 他の都道府県に対して行う応援等

【総括班、活動支援班、関係機能班、関係実働班】

- 1 応援の求めがあった場合の対応
知事は、他の都道府県知事から、応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置等と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- 2 国民保護措置等に係る事務の委託を受けた場合の対応
他の都道府県から、国民保護措置等に係る事務の委託を受けた場合、知事は、第4節の2(1)の事項を県議会に報告するとともに、公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。

第2 市町村に対して行う応援等

【総括班、避難支援班、活動支援班、関係機能班、関係実働班、県地方（現地）対策本部】

1 応援の求めがあった場合の対応

知事は、市町村長等から国民保護措置等の実施に関し応援の求めがあった場合には、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

2 国民保護措置等に係る事務の代行についての対応

(1) 県は、市町村がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町村長が実施すべき国民保護措置等の全部又は一部を代わって実施する。

(2) 知事は、市町村長の実施すべき国民保護措置等の代行を開始し、又は、終了したときは、その旨を公示するとともに、代行が終了した場合には、当該市町村に対し、速やかに事務の代行の終了及び代行した国民保護措置等について通知する。

第3 関係指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

【総括班、活動支援班、関係機能班、関係実働班、県地方（現地）対策本部】

知事は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置等の実施に当たって、当該機関から、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

第8節 ボランティア団体等に対する支援等（第4、173条関係）

1 自主防災組織に対する支援【総括班、活動支援班、情報班、環境保全班ほか】

県は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

2 ボランティア活動への支援等【総括班、情報班、生活福祉班】

(1) 県は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、県民等からボランティア活動についての実施希望があった場合、当該活動に伴う安全の確保について、武力攻撃事態等や武力攻撃災害の状況、希望のあった活動の内容及び活動希望地域等から総合的に勘案し、その適否を判断する。

(2) 県が、県民等からのボランティア活動の実施希望事案について、安全の確保が十分であり、活動を行うことが適当と判断した場合には、県社会福祉協議会ボランティアセンター等のボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、市町村社会福祉協議会等に設置されるボランティアセンター等におけるボランティアの登録及び派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活

用を図る。

第9節 民間等からの救援物資等の受入れ等

【情報班、物資班、地域づくり班、生活福祉班、商工労働班】

- 1 県は、避難住民等の受入地域である市町村等の関係機関の協力を得ながら受入れを希望する物資、数量及び受入期間等を速やかに把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国対策本部を通じて公表する。
- 2 県は、第2編第2章第2の4で定める緊急物資等の受入れ、配送体制により、救援物資等の受入れ、保管及び配送等を円滑に行うよう努める。
また、県は、必要に応じ、救援物資等の受入れ、保管及び配送体制の運営について、市町村、東北運輸局等、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等に対し協力を依頼する。
- 3 県が、被災地又は避難先地域の指定を受けていない場合、必要に応じ、被災地等への救援物資等に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、当該地域から要望のあった物資等についての広報を行う。

第10節 住民への協力要請（第4、70、80、115、123、173、183条関係）

【関係機能班、関係実働班、県地方（現地）対策本部】

- 1 知事又は県の職員等は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民等に対し、必要な援助についての協力を要請する。
- 2 1の場合、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。
 - (1) 避難住民の誘導
 - (2) 避難住民等の救援
 - (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
 - (4) 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

図3-3 住民の避難に関する措置等における国、県及び市町村の対応等

国（国対策本部長）	県（知事）	市町村（市町村長）	指定地方公共機関（放送事業者）
<p>対処基本方針等 閣議決定 対策本部を設置すべき地方公共団体の閣議決定（指定の通知）</p>	<p>県対策本部の設置</p>	<p>市町村対策本部の設置</p>	
<p>警報の発令（通知） ①武力攻撃事態等の現状・予測 ②武力攻撃等発生等地域 ③その他住民等への周知事項</p>	<p>警報の通知 警報の発令の内容 警報の内容の伝達等 利用者が多い施設の管理者、報道発表等</p>	<p>警報の内容の伝達 ①住民・関係団体等（サイレン等により伝達） ②利用者が多い施設の管理者</p>	<p>警報の放送 警報の解除の放送</p>
<p>避難措置の指示（通知） ①要避難地域 ②避難先地域 ③住民避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要</p> <p>注. 避難とは、避難措置の指示を受けた知事が、要避難地域等の住民を避難先地域（屋内避難先を含む。）に逃がすこと、退避とは、知事等の判断で、目の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所に逃すことをいう。</p>	<p>要避難地域を管轄 避難の指示（通知） 避難措置の指示の内容のほか ①主要な避難の経路 ②避難のための交通手段 ③その他避難の方法 警報の伝達等 利用者が多い施設の管理者、報道発表等 避難の実施準備</p> <p>← 避難の指示の報告</p>	<p>要避難地域を管轄 避難の指示の伝達 ①住民・関係団体等（サイレン等により伝達） ②利用者が多い施設の管理者 避難住民の誘導等 避難実施要領の作成 避難住民の誘導等</p>	<p>避難の指示の放送 避難の指示の解除の放送</p>
<p>警報の発令前</p> <p>注. 武力攻撃災害緊急通報は、武力攻撃災害から住民の生命等に対する危険を防止するため、緊急の必要があるとき発令される（なお、警報は、武力攻撃等から国民の生命等を保護するため、緊急の必要があるときに発令される）。 警報は、比較的広範囲の地域、緊急通報は限定された地域を対象とする。</p>	<p>緊急通報の発令（通知） ①武力攻撃災害の現状・予測 ②その他住民等への周知事項等 緊急通報の伝達 利用者が多い施設の管理者、報道発表等</p> <p>← 緊急通報発令の報告</p> <p>← 対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の要請</p>	<p>緊急通報の伝達 ①住民・関係団体等（サイレン等により伝達） ②利用者が多い施設の管理者</p>	<p>緊急通報の放送</p>
	<p>退避の指示（通知）</p> <p>注. 第7章第4節第1に規定</p>	<p>退避の指示</p> <p>← 退避の指示の通知</p>	<p>警察官、海上保安官は、市町村長等の避難の指示を待ついとまがない場合や市町村長等から要請があった場合に退避を指示することができることとされている。</p>

注. 県及び市町村は、警報の解除及び避難の指示の解除においても同様に対応する。

第1節 警報の通知及び伝達

県は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するために重要な警報の通知及び伝達等に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1 警報の通知等（第44～46、48、50、65条関係）

1 警報の通知【総括班、情報班、知事公室班、関係実働班】

- (1) 知事は、国対策本部長が発令した武力攻撃事態等における警報（緊急対処事態を除く。以下第4まで同じ。）が総務大臣（消防庁）から通知された場合には、直ちに、その内容を第1章第1節第1の1、2及び表3-1に定める情報伝達ルートにより、県対策本部員、県の執行機関等、市町村長、放送事業者その他の指定地方公共機関及びその他の関係機関に通知する。
- (2) 知事は、「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村長に対しては、直ちに通知するとともに、その受信確認を行う。
- (3) 知事は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。
- (4) 放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、当該機関の国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとする。

なお、放送事業者である指定地方公共機関による警報の放送については、伝えるべき警報の通知の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、当該機関の自主的な判断にゆだねることとする。

2 警報の内容の伝達等【総括班、情報班、知事公室班、関係実働班】

- (1) 知事は、学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、第2編第1章第4節第2及び表2-10によりあらかじめ定めた市町村との役割分担に従い、警報の内容を伝達する。

この場合、病院、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者に対し警報の内容が伝達されるよう特に配慮する。

- (2) 知事は、警報の報道発表について速やかに行うとともに、次のホームページに警報の内容を掲載する。

ア 福島県ホームページ トップページ

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/>

イ 福島県ホームページ 国民保護のページ

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010a/kokuminhogo.html>

- (3) 県警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように図る。

第2 市町村長による警報伝達の基準（第47条関係）

1 市町村長による警報の内容の伝達

市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市町村の実情に応じて定めておくもの）にその内容を伝達するものとする。

2 市町村長による警報の伝達方法

警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下により行うものとする。

また、広報車等の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。

- (1) 「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれる場合

原則として、同報系防災行政無線により国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴し、住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

- (2) 「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれない場合

ア 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。

イ アの場合、市町村長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

3 警報伝達に係る体制の整備

- (1) 市町村長は、市町村職員並びに消防本部消防長及び消防団長を指揮し、又は、一部事務組合等の管理者に要請することにより、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。

- (2) (1)の場合、高齢者、障がい者及び外国人その他情報伝達に配慮を要する者に対する警報の内容の伝達に留意するものとする。

4 警報伝達に係る県警察との連携

市町村長は、住民に対する警報の内容の伝達に当たっては、県警察との連携を図るものとする。

第3 警報の解除の通知及び伝達（第51条関係）

【総括班、情報班、知事公室班、関係実働班】

警報の解除の伝達については、原則として、サイレンは使用しないこととする。

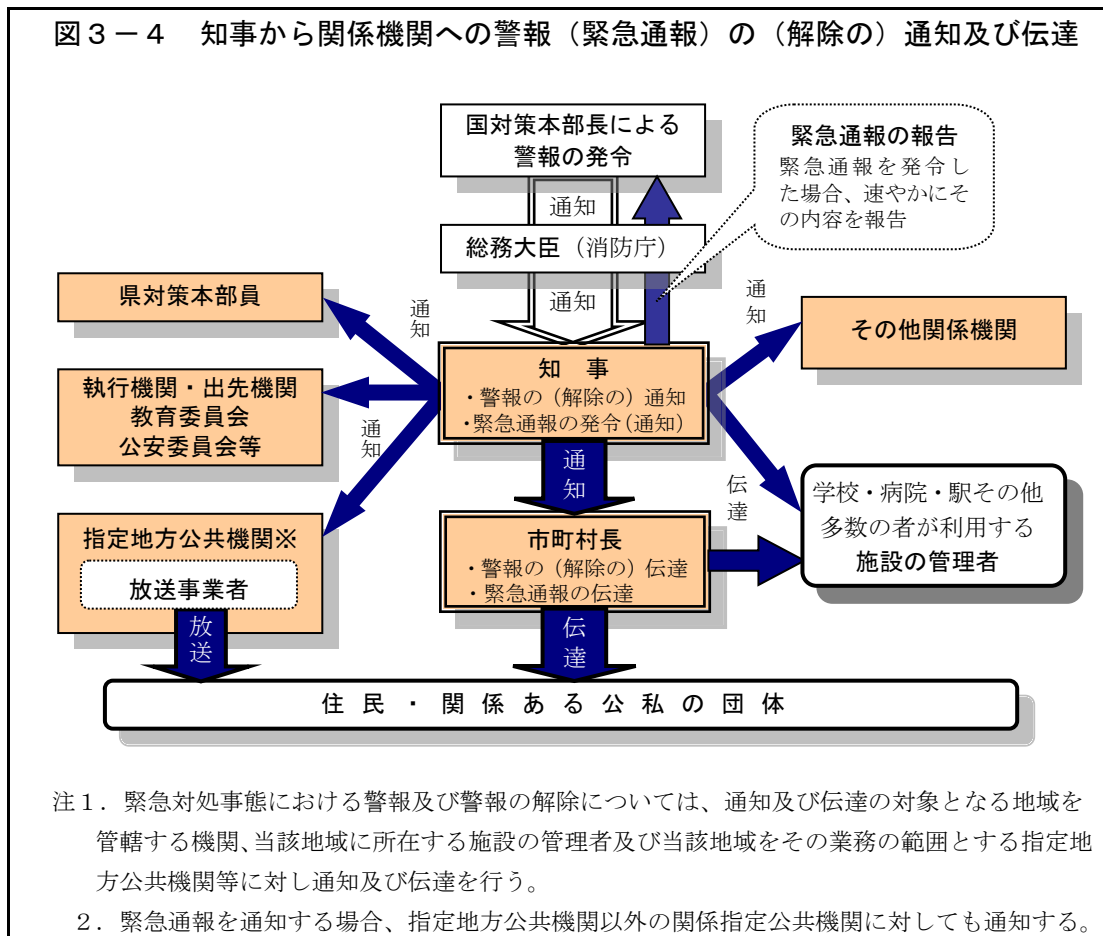
なお、その他の事項については、警報の発令の場合と同様とする。

第4 緊急対処事態における警報の通知及び伝達（第183条関係）

緊急対処事態においては、国対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して警報の通知及び伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急対処事態における警報について、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報及び警報の解除の通知及び伝達に準じて行う。

図3-4 知事から関係機関への警報（緊急通報）の（解除の）通知及び伝達



第5 武力攻撃災害緊急通報の発令（第98～100、183条関係）

1 緊急通報の発令【総括班、情報班、知事公室班、関係実働班】

- (1) 知事は、武力攻撃災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときで、警報の発令がない場合においては、速やかに武力攻撃災害緊急通報又は緊急対処事態における災害に係る緊急通報（以下「緊急通報」という。）を発令する。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃及び大規模なテロが発生した場合において、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

- (2) (1)の場合、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知及び通報の内容や県警察、消防本部等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民等の混乱を未然に防止するよう留意する。

2 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、次のとおり明確かつ簡潔なものとする。

- ア 武力攻撃災害の現状及び予測
- イ 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
- ウ 不審者等の情報及び被災情報等についての提供依頼

3 緊急通報の通知方法等【総括班、情報班、知事公室班、関係実働班】

- (1) 緊急通報の関係機関への通知方法については、原則として、第1節第1に定める警報の通知と同様の方法により行う。

なお、この場合、警報における通知先に加え、関係指定公共機関に対しても通知する。

- (2) 緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合、知事は、当該地域が含まれる市町村長に対し、直ちに通知するとともに、受信確認を行う。

- (3) 緊急通報を発令した場合、知事は、速やかに消防庁を通じて国対策本部にその内容を報告する。

4 緊急通報の内容の伝達【総括班、情報班、知事公室班、関係実働班】

知事は、学校等多数の者が利用する施設の管理者に対し、警報の内容の伝達と同様にあらかじめ定めた市町村との役割分担に従い、緊急通報の内容を伝達する。

この場合、病院、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者に対し緊急通報の内容が伝達されるよう特に配慮する。

5 市町村長による緊急通報の内容の伝達

市町村長は、知事から緊急通報の発令に伴う通知があった場合、警報の通知を受けた場合の伝達方法により、速やかに住民、関係のある公私の団体及び学校等多数の者が利

用する施設の管理者に対しその内容を伝達するものとする。

6 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、当該機関の国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

なお、放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送については、伝えるべき緊急通報の通知の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、当該機関の自主的な判断にゆだねることとする。

第2節 避難の指示等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難に関する措置が極めて重要であることから、避難の指示等について、以下のとおり定める。

第1 避難措置の指示（第52、53、183条関係）

1 避難措置の指示を受けた場合等の連絡【総括班、情報班、知事公室班、関係実働班】

(1) 知事は、総務大臣（消防庁）を通じて国対策本部長による避難措置の指示を受け、又は、通知を受けた場合には、直ちに、その内容を第1章第1節第1の1、2及び表3-1に定める情報伝達ルートにより、県対策本部長、県の執行機関等、市町村長、放送事業者等の指定地方公共機関及びその他の関係機関に対し、次の内容を通知する。

ア 住民の避難が必要な地域（以下「要避難地域」という。）

イ 住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。以下「避難先地域」という。）

ウ 関係機関が講ずべき措置の概要

(2) 知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町村長に対しては、直ちに通知するとともに、その受信確認を行う。

2 避難措置の指示に伴う知事の措置

【総括班、避難支援班、情報班、健康衛生班、知事公室班、関係実働班】

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受け、又は、通知を受けた場合には、事態に応じ、以下の措置を実施する。

(1) 要避難地域を管轄する場合

住民に対する避難の指示及び避難を実施するための準備を実施

(2) 避難先地域を管轄する場合

避難施設等の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置を実施

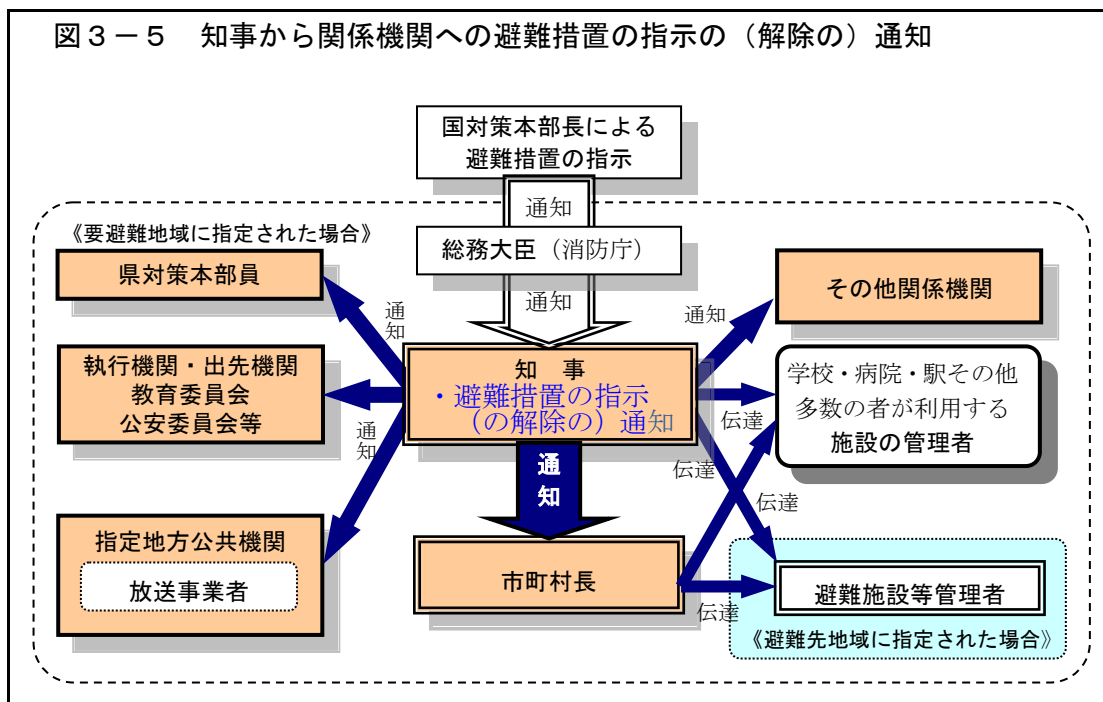
(3) 避難措置の指示の通知を受けた場合（(1)又は(2)以外の場合）

警報の通知・伝達の場合と同様にその内容を関係機関に通知・伝達

3 大規模な着上陸侵攻の場合における避難措置の指示について

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、国の総合的な方針として示されることとなる「避難措置の指示」を踏まえて行うことが基本になる。

当該避難措置の指示に際して、国対策本部長は、指示に先だて、事前に避難対象となる住民数や想定される避難の方法等について、関係都道府県知事から意見聴取を行うこととされており、知事は、国対策本部長による当該避難措置の指示が円滑に行えるよう、これらの関連する情報について、消防庁を通じて、国対策本部長に早急に報告する。



第2 避難の指示（第54～60、65、183条、事態対処法第14、15条関係）

1 住民に対する避難の指示等

【総括班、避難支援班、情報班、健康衛生班、知事公室班、生活環境班、警察本部対策本部ほか】

(1) 知事は、国対策本部長による避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、第2編第2章第1の表2-12のとおり平素において準備した地図、人口分布等の基礎的な資料等を参考にしつつ、表3-6のとおり関係機関と調整を行うことにより、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路及び運送手段について総合的に判断し、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに、次の内容について、避難の指示を行う。

- ア 要避難地域
- イ 避難先地域
- ウ 関係機関が講ずべき措置の概要
- エ 避難の実施日時
- オ 主要な避難の経路
- カ 避難のための交通手段
- キ その他避難の方法

表3-6 避難の指示にあたっての関係機関との主な調整事項

調 整 事 項	調 整 先 機 関
<ul style="list-style-type: none"> ○要避難地域に該当する市町村の避難住民数 ○市町村の避難住民の誘導等における役割分担 ○市町村の支援要望の聴取・広域的調整 	要避難地域所在市町村、 要避難地域管轄消防本部 等
<ul style="list-style-type: none"> ○受入可能人数（避難施設等・食料等の供給能力・ライフラインの供給能力等） ○避難先地域における一時集合場所 	受入地域所在市町村
<ul style="list-style-type: none"> ○住民避難に利用可能な運送方法・輸送力 	運送事業者である指定公 共機関・指定地方公共機関
<ul style="list-style-type: none"> ○道路・交通状況の把握（積雪時の状況等を含む。） ○避難時における中継施設（道の駅等）の開設 	道路管理者、県警察
<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護班等の編成 ○初期医療（トリアージ等）の実施場所 	厚生労働省、医療関係機 関、要避難地域所管消防本 部等
<ul style="list-style-type: none"> ○国による支援の確認及び調整 ○国対策本部長（緊急対処事態においては政府。4及び第11章2(3)において同じ。）による利用指針の策定に関する調整が開始されるようにするための国対策本部への現場の状況等の連絡等（自衛隊等の行動等と国民保護措置等の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合） 	消防庁
<ul style="list-style-type: none"> ○防衛省への支援要請（国民保護等派遣要請含む。） ○自衛隊等の利用経路との避難経路等の調整 	防衛省（自衛隊）
<ul style="list-style-type: none"> ○避難経路や交通規制路線の調整 ○自家用車等の使用等に係る調整 ○緊急通行車両の確認証明書の発行等に係る調整 	県警察

- (2) 知事は、地理的条件、交通事情その他の条件により、国対策本部長からの避難措置の指示において、指定のあった要避難地域に近接する地域の住民の避難が必要な場合には、知事の判断により、当該地域の住民に対しても避難を指示する。
- (3) 知事は、武力攻撃等の現状及び予測が変わり、国対策本部長が行う避難措置の指示の内容について大幅な変更があった場合や当初の避難実施予定日時からの遅れが生じ

ると見込まれる場合等、避難の指示に大幅な変更を伴い、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合は、速やかに変更した内容により、避難の指示を行う。

- (4) 避難の指示については、原則として、第1節第1に定める警報の通知と同様の方法により通知するものとし、警報における通知先に加え、関係指定公共機関等に対しても通知する。
- (5) (4)の場合、知事は、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、避難住民の受入れのための体制を早急に整備できるよう、直ちに通知する。また、避難施設の管理者が避難施設を早急に開設できるよう、自ら管理する避難施設に通知するとともに、市町村長を経由して、避難先地域の避難施設の管理者に対し、避難の指示の内容を通知する。
- (6) 知事は、学校等多数の者が利用する施設の管理者に対し、警報の内容の伝達と同様にあらかじめ定めた市町村との役割分担に従い、避難の指示の内容を伝達する。
- この場合、病院、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者に対し避難の指示が確実に伝達され、当該施設における避難が円滑に行えるよう、市町村と調整するなど特に配慮する。
- (7) 知事は、避難の指示をしたときは、総務大臣（消防庁）を通じて、国対策本部長にその内容を報告する。

2 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、当該機関の国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに、避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送するものとする。

なお、放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送については、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、当該機関の自主的な判断にゆだねることとする。

3 県の区域を越える住民の避難の場合の調整

知事は、県の区域を越えて住民を避難させる場合、又は、他の都道府県の避難住民を受け入れる場合について、住民の避難に関する措置に関し、相手先の都道府県知事と相互に連携を図り、協力して措置を行う。

なお、避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、要避難地域の都道府県知事等は、避難先の都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行うものとする。

- (1) 知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、避難先地域を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。

ア 避難の実施日時

イ 避難住民数、避難住民の受入予定地域（避難先地域における一時集合場所又は避難施設等）

ウ 避難の方法（運送手段、避難経路）

エ その他避難の実施に当たって必要となること

(2) (1)の場合、大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たって国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的には、避難住民の割当地域（避難施設等）等の細部の調整を図る。

(3) 知事は、要避難地域を管轄する都道府県知事からの協議を受けた場合には、必要に応じ避難先地域に所在する市町村長と協議を行いつつ、当該地域所在市町村の避難施設の状況や受入体制を勘案し、速やかに避難住民の受入地域となる市町村を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町村長に対し、直ちに避難住民の受入地域の決定について通知する。また、避難施設の管理者が避難施設を早急に開設できるよう、当該決定について、自ら管理する避難施設に通知するとともに、市町村長を経由して、避難先地域の避難施設の管理者に対しても通知する。

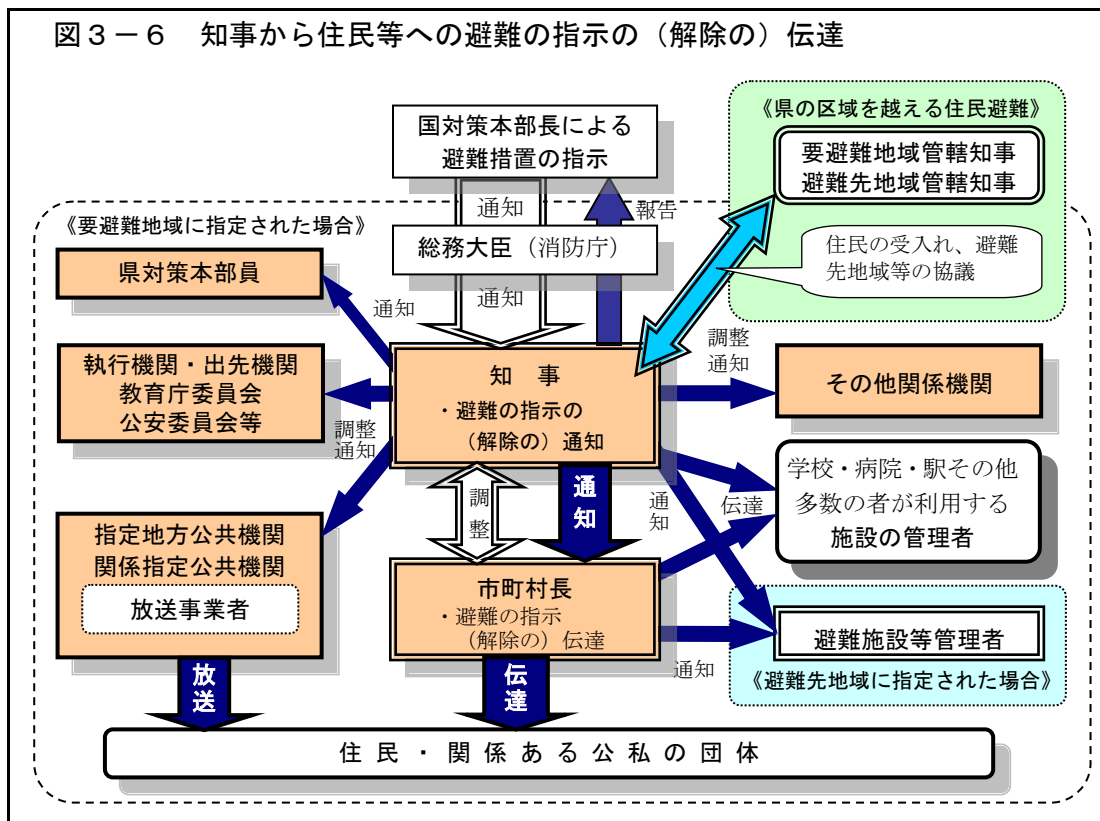
(4) 知事は、県の区域を越える避難を円滑に行うための国対策本部長による総合調整及び内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を行う。

なお、総務大臣により、広域的な観点から必要な意見を述べ、避難住民の受入れを的確に実施するよう促された場合、知事は、その勧告の内容に照らして、所要の措置を行う。

4 国対策本部長による利用指針に係る調整

(1) 国民保護措置等の実施と自衛隊等の行動等について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用ニーズが競合する場合には、知事は、国対策本部長による利用指針の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

(2) (1)に定める場合、知事は、国対策本部長による意見聴取（特定公共施設利用法第6条第3項等）及び国対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に対応するため、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報等についてまとめる。



5 武力攻撃等及び武力攻撃災害に応じた避難の指示

(1) 弾道ミサイルによる攻撃及び急襲的な航空攻撃による武力攻撃等の場合

ア 弾道ミサイルによる攻撃等に伴う警報の発令の場合には、当初は、国対策本部長から、屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることになるため、避難の方法として、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。
 ※弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

イ 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害状況等が判明した後、国対策本部長からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、知事は、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

(2) ゲリラや特殊部隊及びテロリストによる武力攻撃等の場合

ア 国対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、知事は、早急に避難の指示を行い、指示のあった要避難地域からの避難を迅速に実施するよう要避難地域所在市町村長に通知する。

なお、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避ける

ため、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示を行う場合もある。

イ ゲリラやテロリストによる急襲的な攻撃により、国対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合、知事は、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

ウ 知事は、避難住民の誘導に際しては、市町村、県警察、管区海上保安本部等及び自衛隊との連携が図られるように広域的見地から市町村長の要請の調整を行うとともに、必要な支援を行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、県対策本部の連絡員等を通じて、関係機関と避難経路等について、迅速に協議を行う。

(3) 着上陸侵攻の場合

ア 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置等を実施すべき地域が広範囲となり、国全体としての調整等が必要となることから、国対策本部長からの避難措置の指示を待つて行うこととすることが適当であるため、知事は、当該指示を踏まえた上で避難の指示を行う。

イ 着上陸侵攻の場合については、平素から避難対応を定めておくことは困難であるため、国対策本部長からの具体的な避難措置の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について検討に努める。

(4) NBC兵器による武力攻撃等の場合

ア 国対策本部長は、NBC兵器による攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行うものとする。

イ アの場合、知事は、避難誘導を行う者に防護服を着用させる等安全の確保を図るための措置を講ずるとともに風下方向を避けて避難誘導を行うことなどに留意して避難の指示を行うものとする。

(5) 武力攻撃原子力災害が発生した場合

知事は、国対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行うこととなるが、事態の状況を見て、次のような指示を行うものとする。

ア 予防的防護措置を準備する区域（PAZ）に相当する地域については、直ちに他の地域への避難を指示するものとする。ただし、武力攻撃の状況にかんがみ必要があると認めるときは、屋内避難を指示するものとする。

イ 緊急防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域については、まずは屋内避難を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。

ウ 緊急防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域外については、事態の推

移等に応じ必要があると認めるときは、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域と同様の措置を指示するものとする。

6 地域特性に応じた避難の指示

(1) 中山間地域等における避難の場合

知事は、中山間地域など公共交通機関が限られている地域に対し避難の指示を行う場合で、地理的条件や地域の交通事情、高齢者など特に配慮を要する者に対する避難誘導のあり方や避難手段の確保方法等を勘案し、かつ、県警察の意見を聴いた上で必要と認められる場合については、避難手段として自家用車等の利用を示すことができる。

(2) 積雪期における避難の場合

知事は、豪雪地域対策特別措置法に規定される豪雪地帯や特別豪雪地帯等において、積雪期における避難の指示を行う場合、国、県警察及び市町村と連携を図り、避難経路となる道路の積雪及び凍結の状況を把握し、避難住民や避難住民の誘導を行う者の防寒対策を行うとともに、積雪時においては避難に要する時間が長時間に及ぶことも想定されるため高齢者等の避難住民の健康管理等に留意し避難住民の誘導を行う。

また、避難経路の道路管理者に対し、除雪等道路の適切な管理について要請する。

(3) 武力攻撃原子力災害が発生した場合及び発生するおそれがある場合には、原子力事業所に近接している地域が放射性物質等による被害を受けるおそれがあることから、原子力事業所周辺地域における住民の避難については、「県地域防災計画」（原子力災害対策編）の定めに基づき、保護収容等の所要の措置の実施に努める。

7 動物の保護等に関する配慮

県は、危険動物の逸走対策及び飼養又は保管されていた家庭動物の保護等について、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方」（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課）に基づき、保護収容等の所要の措置の実施に努める。

第3 県による避難住民の誘導の支援等

（第12、17、58、59、61～68、71、72、183条関係ほか）

1 市町村長の避難実施要領策定に対する支援

【総括班、避難支援班、生活環境班、道路班、警察本部対策本部、県地方（現地）対策本部ほか】

(1) 知事は、市町村長から避難実施要領を策定するに当たって意見の聴取を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町村長が円滑に避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。

(2) (1)の場合、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や

混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

2 市町村長による避難誘導の状況についての把握

【総括班、避難支援班、警察本部対策本部、県地方（現地）対策本部ほか】

- (1) 知事は、市町村長からの報告、市町村長が設置する現地調整所等に派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、市町村長による避難住民の誘導が、避難実施要領に従って適切に行われているかを把握する。
- (2) 県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等の運行状況等についての情報収集を行うほか、警察署長に対する市町村長からの要請に基づく所要の措置を行う。

3 市町村長による避難住民の誘導に対する支援や補助

【総括班、情報班、産業振興班、健康衛生班、病院局、県地方（現地）対策本部ほか】

- (1) 知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町村長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。なお、市町村長からの要請があった場合についても、必要と判断する場合には同様の支援を行う。
- (2) 市町村長が市町村や県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町村長から要請があった場合には、知事は、現地に職員を派遣し、避難先地域を所管する都道府県等との調整に当たらせるなど、県の役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。
- (3) 県は、医療機関、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院、滞在等している施設の管理者に対し、これらの者が避難を行う場合、避難が円滑に行われるために必要となる措置を行うよう求めるとともに、当該施設の入院者等の避難方法及び避難手段等について、市町村と調整を図る。

4 市町村長の要請に対する広域的見地からの調整

【総括班、避難支援班、警察本部対策本部】

- (1) 知事は、複数の市町村長から警察署長に対する警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など避難誘導に係る資源配分について広域的観点から調整が必要と判断した場合には、当該要請に係る優先順位を定めるなど市町村長の要請に係る所要の調整を行う。
- (2) 市町村長から警察署長に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが県警察本部長等に対し要請を行う。

5 市町村長への避難誘導に関する指示

【総括班、避難支援班、県地方（現地）対策本部ほか】

- (1) 知事は、避難の指示の内容に照らして、市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合には、市町村長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。

(2) (1)の指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町村長により行われなときは、知事は、市町村長に通知した上で、職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。

6 国及び他の地方公共団体への支援要請【総括班、避難支援班、物資班、健康衛生班】

知事は、避難手段の確保、避難実施時に必要となる物資の支援等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合においては、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

7 内閣総理大臣の是正措置に係る対応

【総括班、避難支援班、健康衛生班、県地方（現地）対策本部ほか】

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町村長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

8 避難住民の運送の求めに係る調整【総括班、避難支援班、生活環境班】

(1) 知事は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合した場合、又は、競合することが予想される場合には、広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、避難住民の運送について求める。

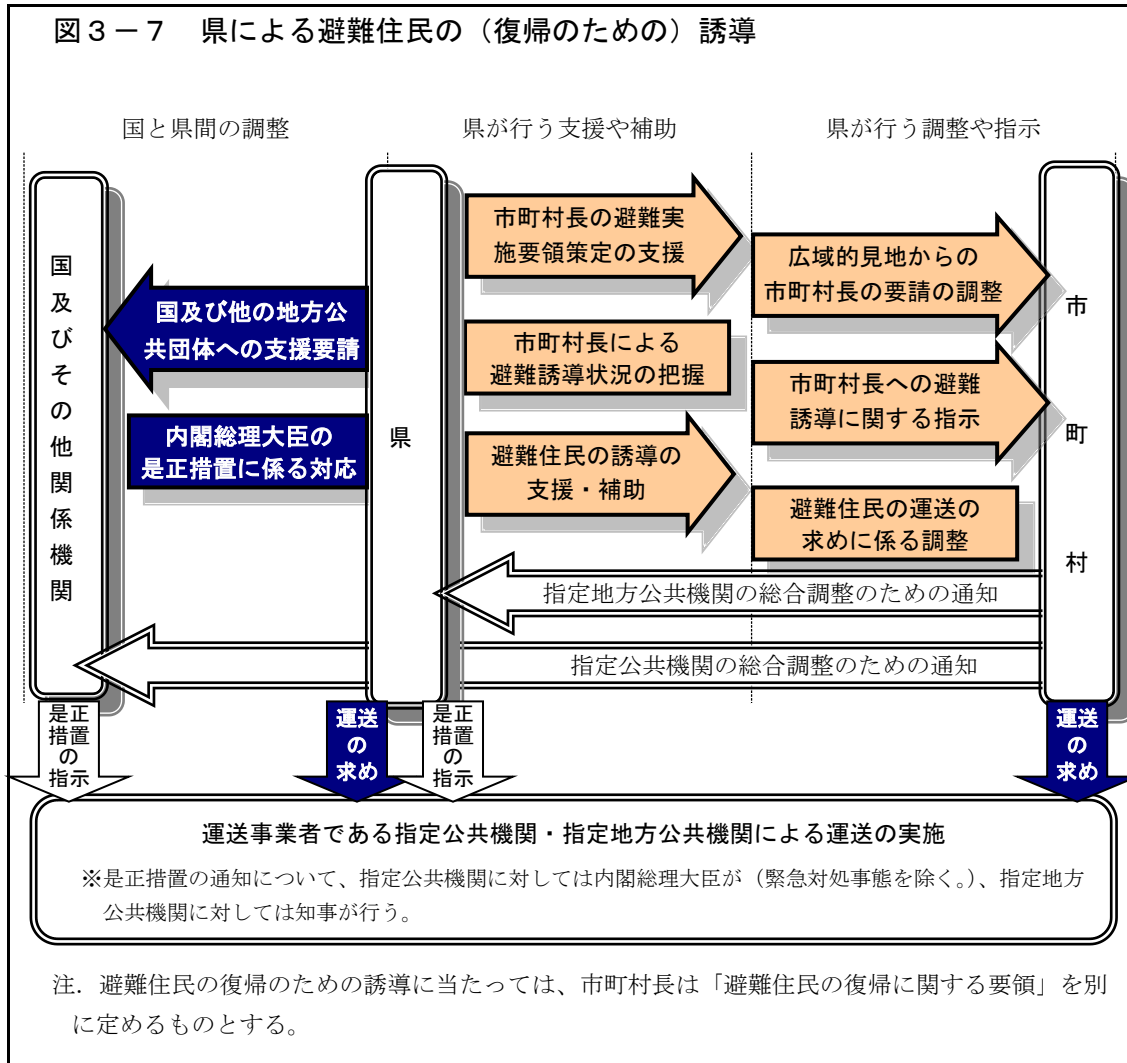
(2) 知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。

この指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

(3) 知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国対策本部長に対し、その旨を通知する。

9 指定公共機関及び指定地方公共機関による運送の実施

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、知事又は市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされている。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、避難住民の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとされている。



第4 避難実施要領（第61、69、183条関係ほか）

避難の指示があった場合に、市町村長が市町村国民保護計画に基づき作成する避難実施要領に定めるべき項目や策定の際の留意事項について定める。

1 避難実施要領の策定

市町村長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察（警察署）及び消防本部等関係機関の意見を聴いた上で、消防庁が作成するマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

2 避難実施要領に定める事項

避難実施要領には、次の事項を定める。

- ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
 - イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
 - ウ 避難の実施日時
 - エ その他、避難の実施に関し必要な事項
- 3 避難実施要領作成の際の主な留意事項
- (1) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載するものとする。
 - (2) 避難先
避難施設等の避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載するものとする。
 - (3) 一時集合場所及び集合方法
避難住民の誘導や運送の拠点となる一時集合場所等の所在・施設等の名称及び住所を可能な限り具体的に明示するとともに、一時集合場所までの交通手段を記載するものとする。
 - (4) 一時集合場所への集合時刻、一時集合場所からの避難時間及び避難方法等
 - ア 一時集合場所への集合時刻及び一時集合場所からの避難開始時刻を可能な限り具体的に記載するものとする。
 - イ 一時集合場所からの避難手段、避難経路及び避難先地域における一時集合場所等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載するものとする。
 - (5) 集合に当たっての留意事項
一時集合場所への集合後における自治会、町内会や近隣住民間で行う安否確認の方法、高齢者その他特に配慮を必要とする者への配慮事項等、一時集合場所への集合に当たって留意すべき事項等を記載するものとする。
 - (6) 市町村職員、消防職員及び消防団員の配置等
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職員及び消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載するものとする。
 - (7) 高齢者その他特に配慮を要する者への対応
 - ア 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載するものとする。
 - イ 誘導に際しては、高齢者等自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとするとともに、必要に応じ、民生委員、自主防災組織及び自治会等に対し、高齢者等の避難誘導の援助について協力を要請するものとする。
 - ウ 医療機関、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院、滞在等している施設については、県と調整のうえ、当該施設の入院者等

の避難方法及び避難手段等について記載するものとする。

また、当該施設管理者に対し、糖尿病患者等特殊な治療又は医薬品の投与等が必要な者に対する配慮事項について取りまとめた上で、一時集合場所において避難住民の誘導に係る職員に提出することに努めるよう要請する。

(8) 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載するものとする。

(9) 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料、水、医療及び情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載するものとする。

(10) 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載するものとする。

なお、NBC兵器による武力攻撃災害や武力攻撃原子力災害が発生した場合、マスク、手袋及びハンカチ等を持参し、皮膚の露出を避ける服装をするよう記載するものとする。

(11) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記載するものとする。

4 避難住民の復帰に関する要領の策定

(1) 知事から、避難の指示の解除の通知があった場合、市町村長は、避難住民を要避難地域に指定されていた地域等に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を策定し、当該要領に基づき避難住民の復帰のための措置を行うものとする。

(2) 避難住民の復帰に関する要領に定める事項及び内容は、第2節第4の2、3に定める避難実施要領の内容に準じるものとする。

第5 避難施設等における安全確保等【避難支援班、警察本部対策本部】

1 県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や緊急物資等の搬送路及び集積地における混乱、避難施設等内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難施設等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設及び生活関連等施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

2 警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

第6 避難住民の復帰のための措置（第53、55、57、69、183条関係）

- 1 避難措置の指示の解除の通知等を受けた場合等の連絡【総括班、情報班、関係実働班】

知事は、総務大臣（消防庁）を經由して国対策本部長から要避難地域の全部又は一部についての避難措置の指示の解除の通知を受けた場合、原則として、第2節第1に定める避難措置の指示の通知等を受けた場合の対応等に準じて関係機関に通知する。
- 2 避難の指示の解除【総括班、情報班、関係実働班】
 - (1) 知事は、国対策本部長から避難措置の指示の解除の通知を受けた要避難地域について、避難の指示を解除する。
 - (2) 知事は、国対策本部長から避難措置の指示のあった要避難地域に近接する地域の住民に対し、避難すべき旨を指示した場合で、当該地域の全部又は一部について避難の必要がなくなると認められる場合には、当該地域の避難の指示を解除する。
 - (3) (1)及び(2)の場合、第2節第2の1(4)～(7)に定める避難の指示の市町村長等への通知及び国対策本部長への報告に準じて関係機関に通知する。
- 3 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の解除の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の解除の通知を受けたときは、当該機関の国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに、避難の指示の解除の内容について正確かつ簡潔に放送するものとする。

なお、放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の解除の放送については、伝えるべき避難の指示の解除の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、当該機関の自主的な判断にゆだねることとする。
- 4 県による避難住民の復帰のための措置の支援等

【総括班、避難支援班、健康衛生班、生活環境班、道路班、警察本部対策本部、
県地方（現地）対策本部ほか】

 - (1) 知事は、第2節第4の4のとおり市町村長が避難住民の復帰に関する要領を策定する場合、同節第3の1に定める避難実施要領策定に係る支援に準じて、市町村長の策定支援を行う。
 - (2) 知事は、市町村長が避難住民の復帰のための措置を行う場合、同節第3の2に準じて市町村長による避難誘導の状況を把握するとともに、市町村長による避難住民の誘導に対する支援や補助が必要な場合又は応援の要請があった場合等における市町村長への支援等については、同節第3の3～8に定める避難住民の支援等に準じて市町村長への支援等を行う。

表3-7 知事が行う警報及び避難の指示等の通知先機関一覧

	国対策 本部長	県対策本部員 県執行機関等	市町村長	関係指定 公共機関	指定地方 公共機関	その他 関係機関
警報の発令	—	○	○	—	◎	○
警報の解除	—	○	○	—	◎	○
避難措置の指示	—	○	○	—	○	○
避難措置の指示の解除	—	○	○	—	○	○
避難の指示	○	○	○	○	◎	○
避難の指示の解除	○	○	○	○	◎	○
緊急通報の発令	○	○	○	○	◎	○

注1. 表中の「その他の関係機関」とは、消防本部、医療関係機関及び生活関連等施設の管理者等をいう。

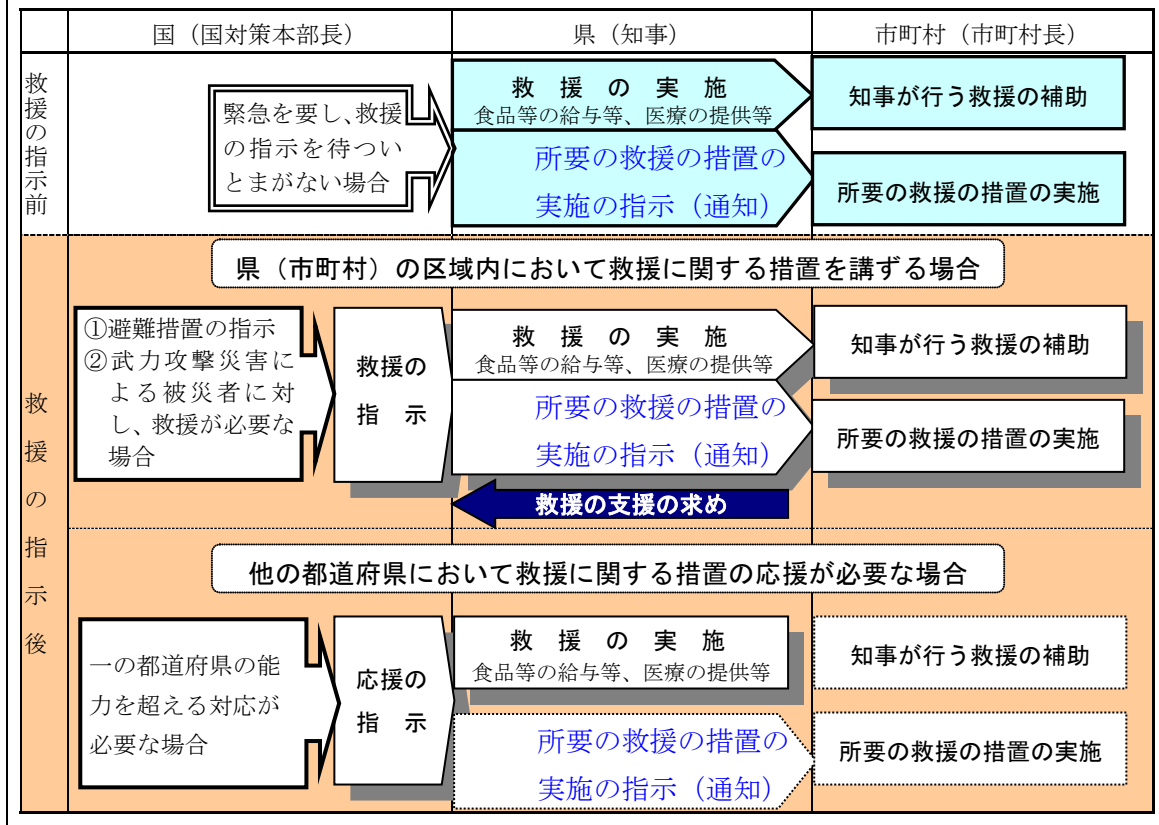
なお、避難措置の指示（の解除）及び避難の指示（の解除）を通知する際には、知事は、避難施設における避難住民の受入れを速やかに行うため、自ら管理する避難施設の管理者に通知するとともに、市町村を経由して、避難施設の管理者に対し通知する。

2. 表中の「◎」は、放送事業者である指定地方公共機関が警報等について放送するよう国民保護法に規定されていることを示す。

第5章 救 援

避難住民の受入地域（避難先地域）において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

図3-8 救援に関する措置における国、県及び市町村の対応等



第1節 救援の実施（第74、75、88、183条関係）

第1 救援の実施【健康衛生班、避難支援班、物資班、関係実働班】

1 救援の指示を受けた場合の救援の実施

知事は、国対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

- ア 収容施設の供与
- イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ウ 医療の提供及び助産
- エ 被災者の捜索及び救出
- オ 埋葬及び火葬
- カ 電話その他の通信設備の提供

- キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 緊急の場合に行う救援

事態に照らし緊急を要し、国対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合、知事は、当該指示を待たずに救援を行う。

3 着上陸侵攻への対応

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本となるため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であることから、県は、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応が行えるよう、救援に関する措置の実施体制の整備を図る。

第2 市町村長による救援の実施に係る調整（第76、80～85、183条関係）

1 市町村長による救援の実施

知事は、第2編第2章第2の2(1)及び表2-14に定める市町村長との協議によりあらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町村長が当該役割に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。

2 市町村長による救援の実施手続き

(1) 市町村が救援を実施する場合、知事は、市町村長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町村長へ通知する。

(2) 県民等に対して負担を求める可能性がある次の事務について、市町村長に事務を行なわせる場合、(1)の通知以外に、市町村長に事務を行わせる旨を公示する。

- ア 救援への協力（国民保護法第80条）
- イ 物資の売渡しの要請等（同法第81条）
- ウ 土地等の使用（同法第82条）
- エ 公用令書の交付（同法第83条）
- オ 立入検査等（同法第84条）
- カ 医療の実施の要請等（同法第85条）

3 日本赤十字社福島県支部が行う救援の実施に係る支援要請の求め

知事は、市町村から日本赤十字社福島県支部に対する支援又は応援の要請があった場合、必要に応じて、同支部と調整の上、実施要請を行う。

第2節 関係機関との連携（第12、76～79、86～87、183条関係）

1 国への要請等【総括班、避難支援班、健康衛生班、物資班、関係実働班】

(1) 知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。

この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

(2) 知事は、国対策本部長から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

2 他の都道府県知事に対する応援の求め

【総括班、避難支援班、健康衛生班、物資班、関係実働班】

(1) 知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県知事に応援を求める。

(2) (1)の場合、災害時等相互応援協定に基づき、活動調整を行うものとする。

3 市町村との連携【総括班、避難支援班、健康衛生班、物資班、関係実働班】

第1節第2において市町村長が行うこととされている救援の実施に関する事務以外の事務について、市町村長は知事の行う救援を補助することとされていることから、県は、市町村と密接に連携し救援を実施する。

4 日本赤十字社との連携【総括班、活動支援班、避難支援班、健康衛生班、物資班、関係実働班】

(1) 知事は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社福島県支部に委託することができる。

(2) (1)の場合、「救援又はその応援の実施に関する協定書」に基づき行う。

5 緊急物資等の運送の求めに係る調整【総括班、物資班、生活環境班】

知事は、市町村の区域を越えて緊急物資等の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合することが予想される場合には、第4章第2節第3の8に準じ緊急物資等の運送の求めに係る調整を行う。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関による緊急物資等の運送の実施

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、知事又は市町村長から緊急物資等の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされている。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、緊急物資等の運送を確保するために必要な措置を行うものとされている。

7 内閣総理大臣の是正措置に係る対応

【総括班、避難支援班、健康衛生班、物資班、県地方（現地）対策本部ほか】

知事は、救援に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、関係機関と調整の上、所要の救援に関する措置を行う。

第3節 救援の内容（第75、183条関係）

1 救援の基準

- (1) 知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。
- (2) 知事は、救援の程度及び基準によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出る。

2 救援に関する基礎資料【総括班、避難支援班、健康衛生班、物資班、関係実働班】

知事は、避難施設、調達可能物品のリスト及び関係医療機関のデータベース等、第2編第2章第2の表2-13のとおり、あらかじめ準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報を基に、救援に関する措置を実施する。

3 救援の内容【総括班、避難支援班、健康衛生班、物資班、関係実働班】

知事は、救援の措置の実施に際し、表3-8の事項に留意し措置を行う。

表3-8 救援の措置の実施に係る留意事項

救援の措置の内容	留 意 事 項
収容施設の供与	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の把握（避難施設、福祉避難所、借上げ避難施設及び一時集合場所等で仮設小屋及び天幕等を設置するために利用可能な用地の把握） 2 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理 3 避難施設におけるプライバシーの確保への配慮 4 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与 5 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与 6 収容期間が長期にわたる場合の対応〔応急仮設住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握〕 7 応急仮設住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応 8 提供対象人数及び世帯数の把握
食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与	<ol style="list-style-type: none"> 1 食品及び飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認 2 食品及び飲料水の衛生確保 3 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請 4 提供対象人数及び世帯数の把握 5 広域陸上拠点等及び緊急輸送路の確認、運送手段の調達、緊急物資等運送の際の交通規制
医療の提供及び助産	<ol style="list-style-type: none"> 1 医薬品、医療資機材、NBC災害等に対応する資機材等の所在の確認 2 被災情報（被災者数、被災の程度等）の収集 3 医療救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集 4 避難住民等の健康状態の把握及び医療を必要とする患者が継続して医療を受けるための調整

第3編 武力攻撃事態等及び緊急処理事態への対処

第5章 救 援

救援の措置の内容	留 意 事 項
医療の提供 及び助産	5 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握 6 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応 7 広域陸上拠点等及び「県地域防災計画」一般災害対策編第3章で定めるヘリコプター臨時離着陸場の確認、緊急輸送路等の確保 8 臨時の医療施設における応急医療体制の確保
被災者の捜索 及び救出	1 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関、自衛隊及び管区海上保安本部等の関係機関との連携 2 被災情報、安否情報等の情報収集への協力
埋葬及び火葬	1 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数、火葬場の火葬能力等の把握 2 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制 3 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保 4 あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応〔「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日付け衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考〕 5 県警察及び管区海上保安本部等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施 6 国民保護法第122条及び同法施行令第34条の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）
電話その他の 通信設備の提供	1 収容施設等で保有する電話その他の通信設備等の状況把握 2 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整 3 収容施設等における電話その他の通信設備等の設置箇所の選定 4 聴覚障がい者等への対応
武力攻撃災害を 受けた住宅の 応急修理	1 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度） 2 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保 3 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定 4 応急修理の相談窓口の設置
学用品の給与	1 児童生徒の被災情報の収集 2 不足する学用品の把握 3 学用品の給与体制の確保
死体の捜索 及び処理	1 死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関、自衛隊及び管区海上保安本部等の関係機関との連携 2 被災情報、安否情報の確認 3 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定 4 死体の処理方法〔死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置〕 5 死体の一時保管場所及び一時保管に必要な資材（棺、ドライアイス等）の確保

救援の措置の内容	留 意 事 項
武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	1 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集 2 障害物の除去の施工者との調整 3 障害物の除去の実施時期 4 障害物の除去に関する相談窓口の設置

第4節 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

(第75、85、97、107、183条関係ほか)【総括班、健康衛生班、病院班】

- 核物質及び核兵器による攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃及び化学剤による攻撃の場合には、医師、看護師等医療活動に従事する者の安全確保に配慮するとともに、表3-9に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。
- 知事は、県の区域に係る武力攻撃災害が著しく大規模であること、その性質が特殊であることその他の事情により、当該武力攻撃災害に伴う被災者への医療活動等の実施及び対処が困難であると認められるときは、国対策本部長に対し、医療活動等に関し必要な措置を講ずるよう要請する。

表3-9 医療活動等の実施に係る留意事項

攻撃等の種類	医 療 活 動 の 留 意 事 項
核物質及び核兵器による攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合	○ 医療救護班による被ばく医療活動の実施 ○ 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染、被ばくの程度に応じた医療の実施
生物剤による攻撃の場合	○ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への搬送及び入院措置(必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置) ○ 国からの協力要請に応じた医療救護班の編成や医療活動の実施
化学剤による攻撃の場合	○ 国からの協力要請に応じた医療救護班の編成や医療活動の実施 ○ 除染活動の徹底による二次汚染の防止

第5節 救援の際の物資の売渡し等の要請等 (第81~85、183条関係)

- 救援の際の物資の売渡し等の要請等

【健康衛生班、避難支援班、物資班、関係実働班、県地方(現地)対策本部】

(1) 知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、以下の措置を講ずることができる。

ア 救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、運送等を業とする者が取り扱う表3-10の物資(以下「特定物資」という。)について、その所有者に

対する当該特定物資の売渡しの要請

イ アの売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用

ウ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令

エ 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等（土地、家屋又は物資をいう。以下同じ。）の使用（原則として土地等の所有者及び占有者の同意が必要）

オ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査

カ 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査

キ 医療の要請及び指示

表3-10 国民保護法に規定される特定物資

	特 定 物 資 名	根拠条項等	備 考
1	医薬品	国民保護法第81条第1項	生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものに限る（一般消費者が所有する物資は含まない。）
2	食品		
3	寝具		
4	医療機器その他衛生用品	国民保護法第81条第1項及び国民保護法施行令第12条	
5	飲料水		
6	被服その他生活必需品		
7	建設資材（国民保護法第89条第1項に規定する収容施設等に係る建設工事に必要なものに限る。）		
8	燃料		
9	1～8のほか、国民保護法第75条第1項第5号から第8号までに掲げる救援の実施に必要な物資として内閣総理大臣が定めるもの		

(2) 知事は、特定物資が緊急かつ大量に必要となる場合など特定物資の確保に関して必要があると認める場合には、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定物資の確保について要請する。

(3) (1)の措置については、国民保護法第5条第2項の規定により、県民等の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は国民保護措置等の実施のための必要最小限のものに限るとともに、公用令書の交付等公正かつ適正な手続きの下に行わなければならないものであることを踏まえ、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ措置を講ずることに留意する。

2 医療の要請等に従事する者の安全確保【情報班、健康衛生班、病院班】

知事は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は、医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処
第5章 救 援

施するために必要な情報を随時提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集及び提供

安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置等の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

第1節 安否情報の収集（第94、183条関係）

1 安否情報の収集【情報班、情報統計班、関係実働班】

知事は、自ら開設する避難施設において、避難施設の管理者及び避難施設の運営者等から安否情報を収集するほか、県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会及び市町村からの報告などにより安否情報を収集する。

2 県警察の安否情報の連絡【警察本部対策本部】

県警察は、死体の見分、身元確認及び遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、知事に対し、それらの安否情報を連絡する。

3 安否情報収集の協力要請【情報班、情報統計班、関係実働班】

知事は、安否情報を保有する関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、情報の提供は各機関の自主的な判断に基づくものであることに十分配慮する。

4 安否情報の整理【情報班、情報統計班】

(1) 知事は、市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。

(2) 重複した安否情報を排除するにあたっては、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理する。

第2節 総務大臣に対する安否情報の報告（第94、183条関係）【情報班】

知事が、総務大臣に対し安否情報の報告を行うに当たっては、原則として、安否情報システムにより消防庁に報告する。

ただし、これらの方法により報告することができない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により消防庁に送付する。

第3節 安否情報の照会に対する回答（第95、183条関係）

1 安否情報の照会の受付【情報班、情報統計班】

(1) 知事は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、県対策本部を設置すると同時に県民等に周知する。

(2) 県民等からの安否情報の照会については、原則として、県対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号（以下「照会様式」という。）に必

要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、電話、メール等により照会を受け付ける。

2 安否情報の回答【情報班、情報統計班】

- (1) 知事は、安否情報の照会を行う者について、身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認められる場合、照会様式の記載が妥当であるかを確認し、安否情報の照会に係る者の安否情報を保有及び整理しており、かつ、当該照会に係る者の照会に対する回答の同意がある場合には、安否情報省令第4条に規定する様式第5号（以下「安否情報回答書」という。）を交付する。

この場合、安否情報回答書の写しを福島県文書等管理規則等に基づき保管する。

- (2) 電話、メール等により照会を受付けた場合には、申請者の住所地の市区町村に当該人物が所在するか否か電話により問い合わせを行うことにより、本人確認を行うとともに、安否情報の回答は電話等により行うこととする。

- (3) 外国人に関する安否情報の照会があった場合、日本国籍者と同様に回答する。

ただし、国内の外国籍の者が身分証明書を持たない場合、本人の住民票がある市町村に確認する。

3 個人の情報の保護への配慮【情報班、文書管財班、情報統計班、関係実働班】

安否情報は個人情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

第4節 日本赤十字社に対する協力（第96、183条関係）【情報班】

- 1 知事は、日本赤十字社から要請があったときは、当該要請に応じ、保有する外国人に関する安否情報を提供する。
- 2 外国籍安否情報の提供に当たっても、第3節の2、3と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第5節 市町村による安否情報の収集及び提供の基準（第94～96、183条関係）

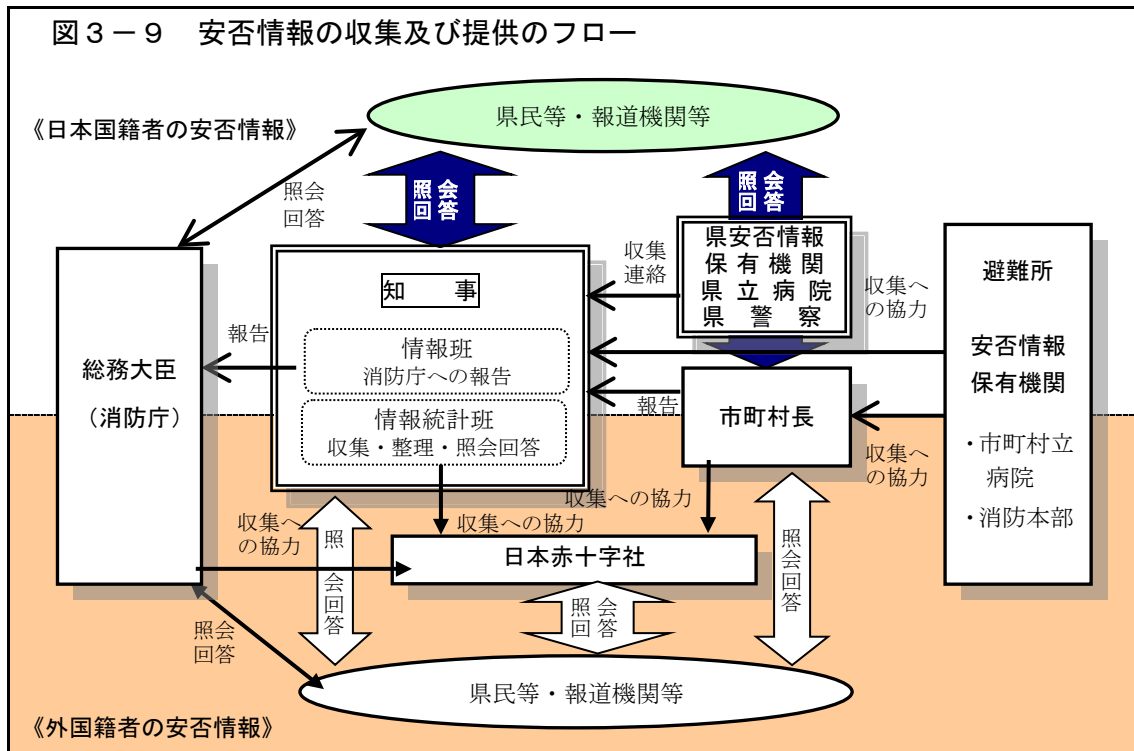
1 市町村による安否情報の収集

- (1) 市町村長による安否情報の収集は、避難・救援等の活動を優先しつつ、主として、自ら開設する避難施設及び市町村立医療機関等において、避難施設等の管理者、避難施設等の運営者及び当該医療機関の管理者等から安否情報を収集するものとする。
- (2) 市町村の避難所運営職員等は、あらかじめ避難施設等に安否情報省令第2条に規定する様式第3号（以下「収集様式」という。）を準備し、若しくは、避難所開設に伴い、収集様式を持ち込み、安否情報の収集対象者による記入が可能であれば本人が、不可能であれば職員が記載可能な情報を記入し、当該収集様式等を回収することにより安

否情報を収集するものとする。

2 市町村による安否情報の報告及び照会に対する回答【情報統計班】

市町村による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、第3節に定めるとおり県に準じて行うものとする。

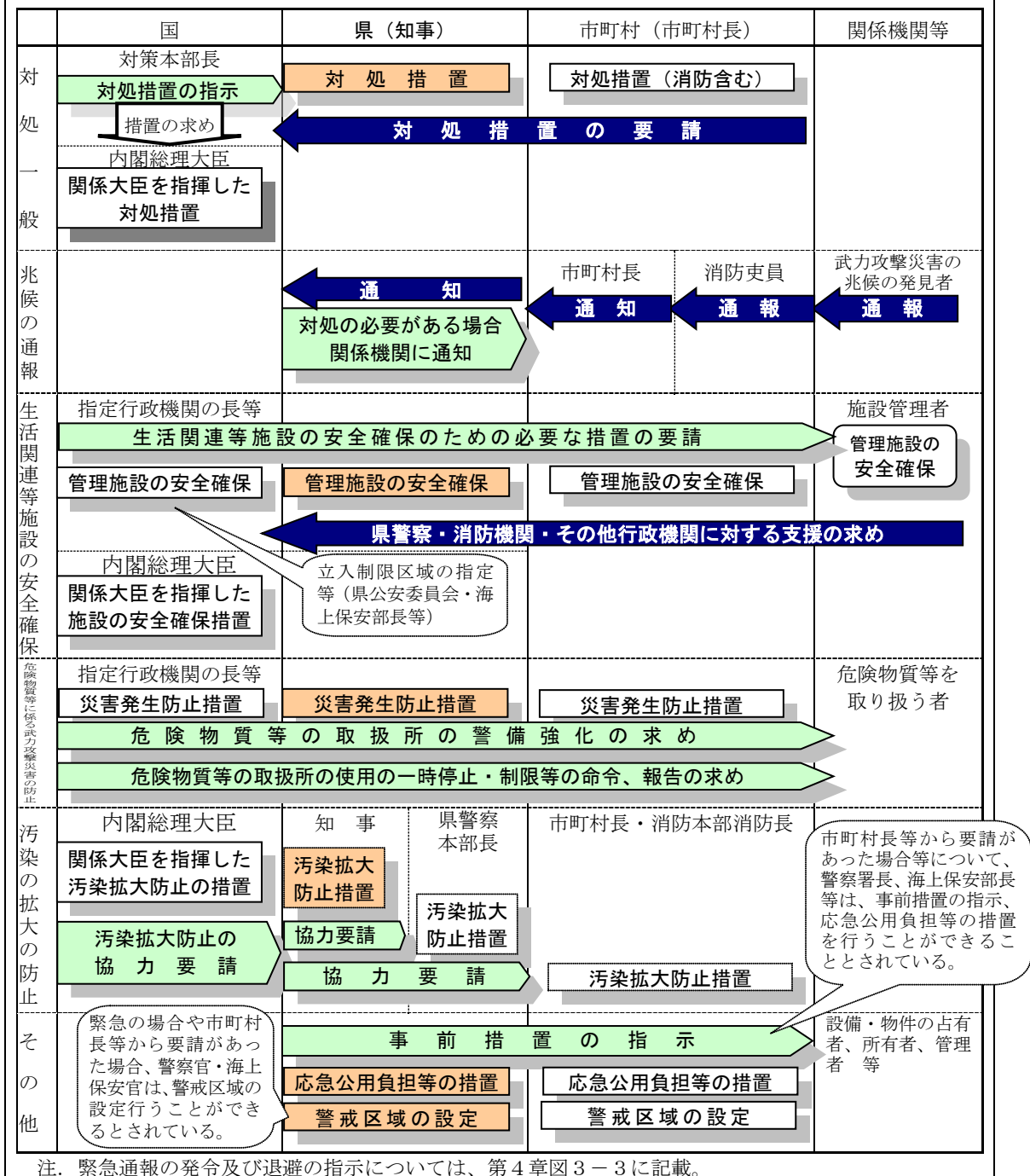


第7章 武力攻撃災害への対処

第1節 武力攻撃災害への対処の基本的考え方等

県の区域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、国及び市町村等と協力して武力攻撃災害への対処に関する措置を実施しなければならないことから、武力攻撃災害への対処の基本的な考え方等について、以下のとおり定める。

図3-10 武力攻撃災害への対処に関する措置における国、県及び市町村の対応等



注. 緊急通報の発令及び退避の指示については、第4章図3-3に記載。

第1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方等（第97、102、183条関係ほか）

1 武力攻撃災害への対処

知事は、国対策本部長から、国全体の方針に基づき所要の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずべきことについての指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要となる措置を講ずる。

2 国対策本部長への措置要請

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃等により多数の死者が発生した場合や、NBC兵器による攻撃に伴い武力攻撃災害が発生し国民保護措置等を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、武力攻撃災害が大規模であり、又は、その性質が特殊であることなどの理由により、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国対策本部長に対し、国において必要な措置を実施するよう要請する。

3 対処に当たる職員の安全の確保

武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

第2 武力攻撃災害の兆候の通報（第98、183条関係）

【総括班、情報班ほか】

知事は、武力攻撃等に伴って発生する火災や鉄道、電気・通信施設等ライフラインの破壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町村長、消防吏員等からの当該兆候に関する通知、通報を受けたときは、県警察の協力を得つつ、武力攻撃災害の兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、速やかに、消防庁を通じて、国対策本部長に通知する。また、必要に応じ関係機関に対し通知する。

第2節 生活関連等施設等の安全確保

武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設及びその他の公共施設等の安全確保について、必要な措置等を以下のとおり定める。

第1 生活関連等施設の安全確保（第97、102、183条関係）

1 生活関連等施設の状況の把握【総括班、関係実働班】

- (1) 知事は、武力攻撃災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合においては、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。
- (2) 知事は、県の区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その

他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、福島海上保安部、市町村及び消防本部と連携し、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関において当該情報を共有する。

(3) (2)の場合、知事は、生活関連等施設の「安全確保の留意点」に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。施設の安全確保に関する確認事項については、施設の種類ごとに資料・様式編に取りまとめる。

2 生活関連等施設の管理者に対する措置の要請等【総括班、関係実働班】

(1) 知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、施設管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、県警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。

(2) (1)の場合、施設の安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設管理者に対し随時提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

(3) 生活関連等施設の管理者は、施設の安全確保のために県警察、消防本部及びその他行政機関による支援が必要と判断したときは、当該支援について要請を行うことができるものとされている。

(4) 県警察、消防機関及びその他行政機関は、知事、市町村長又は生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行うものとされている。また、自ら必要があると認めるときも、同様に支援を行うものとされている。

3 県が管理する施設の安全の確保【総括班、活動支援班、関係実働班】

(1) 知事は、県が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

(2) (1)の場合、知事が必要と認める場合、県警察、消防機関及びその他の行政機関に対し必要となる支援を求める。

4 立入制限区域の指定の要請

【総括班、情報班、警察本部対策本部、関係実働班】

(1) 知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会に対し、立入制限区域の指定を要請する。

(2) (1)において、知事は、ダム、水力発電所、原子力発電所及び大規模な危険物質等取扱所について、安全確保のため必要があると認めるときは、速やかに当該指定を要請する。また、火力発電所、空港等他の施設についても情勢により危険が切迫している場合においては、速やかに要請するものとする。

(3) 県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は、事態に照らして特に必要があ

ると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。

- (4) 立入制限区域の範囲は、生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は、退去を命ずる必要があると考えられる区域とし、県公安委員会が設定するものとする。
- (5) 県公安委員会は、立入制限区域を指定したときは、速やかに知事への報告及び生活関連等施設の管理者への通知を行うとともに、立入制限区域の範囲、立入りを制限する期間その他必要な事項を公示する。
- (6) 福島海上保安部長は、知事から(1)の要請があったとき、又は、事態に照らして特に必要があると認めるときは、(3)～(5)について県公安委員会と同様の措置を行うことができることとされている。

5 国の対策本部との緊密な連携【総括班、警察本部対策本部】

- (1) 知事は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合においては、消防庁を通じて、国対策本部長に対して、必要な措置の実施を要請する。
- (2) 知事は、県警察等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ、講じている措置の内容、今後、国において講ずべき措置等必要になると想定される措置の情報を迅速に把握する。

6 国の方針に基づく措置の実施【総括班、関係実働班】

- (1) 生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、知事は、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針又は緊急対処事態に関する対処方針（以下「対処基本方針等」という。）及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針等を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。
- (2) (1)において、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

第2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（第103、183条関係）

1 危険物質等の取扱者に対する措置命令【総括班、環境保全班、関係実働班】

- (1) 知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質を取り扱う者（以下「危険物質等の取扱者」という。）に対し、次の措置を講ずべきことを命ずる。

- ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

(2) 既存の法令に基づく措置と(1)のアからウの措置との対応関係は表3-11のとおりである。

表3-11 危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧

物質の種類	区 分	措 置		
		1号	2号	3号
消防法第2条第7項の危険物 (同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)	消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所(移送取扱所を除く。)又は移送取扱所(二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。)において貯蔵し、又は、取り扱うもの	消防法第12条の3	○	○
毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)	毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの(都道府県知事が当該登録の権限を有する場合)	○	○	○
	毒物及び劇物取締法第3条の2第1項の特定毒物研究者又は前条第2号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの			
火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること	火薬類取締法第45条		
	製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は、制限すること			

第3編 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処
第7章 武力攻撃災害への対処

物質の種類	区分	措置		
		1号	2号	3号
火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項の火薬類	火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること	火薬類取締法 第45条		
	火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること			
高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条の高压ガス（同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高压ガス消費者又は液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高压ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること	高压ガス保安法 第39条		
	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高压ガス消費者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第37条の4第3項の充てん事業者その他高压ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は、制限すること			
	高压ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること			
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）	○	○	○

注1. 表中の「1号」、「2号」、「3号」は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

- 1号：取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- 2号：製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- 3号：所在場所の変更又はその廃棄

- 2. 表中の「○」は、国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。
- 3. この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第8号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。
- 4. 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置

である。

2 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

【総括班、環境保全班、関係実働班】

知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求め
るほか、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止（第104、183条関係）

【総括班、環境共生班】

石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防
止法（昭和50年法律84号）の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うこと
を基本とする。また、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置
もあわせて講ずる。

第4 生活関連等施設以外の公共施設等における安全確保（第114、183条関係）

1 県が管理する施設の安全確保【総括班、活動支援班、文書管財班ほか】

知事は、県が管理する公共施設について、生活関連等施設と同様に安全確保のために必
要な措置を行う。

2 県管理以外の施設の安全確保【総括班、警察本部対策本部】

(1) 知事は、県管理施設以外の施設のうち、特に安全確保が必要な施設については、生
活関連等施設と同様に、当該施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等
について必要な情報収集を行うとともに、関係機関で情報を共有する。

(2) 知事は、県管理施設以外の施設のうち、特に安全確保が必要な施設の管理者に対し、
特に必要があると認めるときは、生活関連等施設と同様に安全確保のために必要な措
置を講ずるよう要請する。この場合において、県警察及び消防機関等における支援に
ついては生活関連等施設と同様とする。

3 警戒区域の設定【総括班、警察本部対策本部、関係実働班】

(1) 知事は、市町村長に対し、安全確保のために必要があると認めるときは、公共施設
やその他の施設を含む区域について警戒区域の設定を行うよう要請する。

(2) 知事は、(1)の場合において、県民の生命又は身体に対する危険を防止するため緊急
の必要があると認めるときは、自ら警戒区域を設定し、その旨を市町村長に通知する。

第3節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による武力攻撃災害への対処等

県は、武力攻撃原子力災害に対しては、本県の原子力発電所立地状況等を踏まえた上
で、対処するものとし、また、NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害に対しては、
国の方針に基づき必要な措置を講ずることにより対処するものとする。当該対
処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

第1 武力攻撃原子力災害への対処（第105～107、183条関係ほか）

県は、原子力発電所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

この場合において、原子力発電所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

1 「県地域防災計画」原子力災害対策編等に定められた措置の準用

県は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、この計画に定めのないものについては、「県地域防災計画」原子力災害対策編等に定められた措置を準用する。

2 平素における県民等への情報提供【危機管理総室】

県は、武力攻撃原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力施設周辺の住民に対して、緊急時に混乱と動揺を起こすことなく、国、県及び市町村の指示に従って秩序ある行動をとれるよう、平素から、次に掲げる事項に関する情報の提供を行うものとする。

ア 放射性物質及び放射線の特性

イ 原子力発電所の概要

ウ 原子力災害の内容とその特殊性

エ 武力攻撃原子力災害発生時における防災対策の内容

3 武力攻撃等に伴う放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する連絡・通報

【総括班、情報班、原子力班、地域づくり班、関係実働班】

(1) 知事の連絡

知事は、武力攻撃等に伴う放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する原子力事業者からの通報又は原子力規制委員会からの通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、周辺市町村長及び指定地方公共機関に連絡する。

(2) 知事の通報

知事は、モニタリングポストによる把握及び県警察、消防本部等からの連絡により、武力攻撃等に伴う放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者及び原子力規制委員会より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認し、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）に通報するとともに、その受信確認を行う。

併せて、知事は、あらかじめ定める方法により、関係市町村長及び指定地方公共機関に連絡する。

4 応急対策の実施に係る公示に関する通知及び指示

【総括班、避難支援班、情報班、原子力班、健康衛生班、地域づくり班、関係実働班】

(1) 公示の内容の通知

知事は、国対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、国民保護法第105条第7項に規定する応急対策の実施に係る公示を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

(2) 応急対策の指示

知事は、国対策本部長の指示に基づき、住民の避難その他の所要の応急対策を実施する。

また、知事は、武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するため必要があると認めるときは、市町村長に対し、所要の応急対策を実施すべきことを指示する。

5 情報の収集及び連絡

【総括班、情報班、原子力班、健康衛生班、地域づくり班、関係実働班】

武力攻撃原子力災害が発生し、又は、発生するおそれがあるときは、県は、現地に職員を派遣するなどにより情報収集を行い、当該武力攻撃原子力災害の概要、今後の進展の見通し等の情報等を、国対策本部、原子力規制委員会、市町村、その他の関係機関に連絡するほか、これらの機関と密接に連携するものとする。

6 応急対策実施体制

【総括班、原子力班、警察班、健康衛生班、地域づくり班、関係実働班】

(1) 国武力攻撃原子力災害現地対策本部の設置

現地対策本部は、原則として、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）に設置するものとするが、武力攻撃原子力災害による被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要性に応じ、県庁等に設置するものとする。

(2) 県武力攻撃原子力災害現地対策本部の設置

県対策本部長は、オフサイトセンター等に 国の武力攻撃事態等現地対策本部（以下「国現地対策本部」という。）が設置されたとき又は県対策本部が必要と認めるときは、安全の確保に留意し、オフサイトセンター等に、県武力攻撃原子力災害現地対策本部（以下「県原子力現地対策本部」という。）を設置する。ただし、オフサイトセンターが被災した場合その他必要があると認めるときは、国現地対策本部との連携を考慮の上、原子力発電所の周辺地域又は他の地域に県原子力現地対策本部を設置する。

(3) 県原子力現地対策本部の体制及び所掌事務

県原子力現地対策本部の体制及び所掌事務は、原則として、「県地域防災計画」原子力災害対策編の定めに準ずるものとする。

7 モニタリングの実施【総括班、原子力班、県原子力現地対策本部】

県は、モニタリングの実施について、状況に応じ、「県地域防災計画」（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。

8 住民の避難等の措置

【総括班、避難支援班、原子力班、健康衛生班、物資班、関係実働班、
県原子力現地対策本部】

(1) 知事の避難指示

知事は、国対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し避難を指示する。

この場合において、屋内避難や移動による避難の実施の時期や範囲については、国対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行う。

(2) 知事の判断による退避指示

知事は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずる。

9 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

【総括班、活動支援班、健康衛生班、物資班、関係実働班、県原子力現地対策本部】

(1) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会への職員派遣

県は、国現地対策本部長が主導的に運営する武力攻撃原子力災害合同対策協議会に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。

(2) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との情報の共有

県は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報の提供を行う。また、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施するとともに、現地に派遣された専門家等から必要な助言を受ける。

10 国及び事業者への要請【総括班】

知事は、武力攻撃等に伴い、原子力発電所から放射性物質等の放出等による周辺環境への被害が発生し、又は、発生するおそれがある場合で、緊急に必要ながあると認めるときは、国を通じて、又は、直接に、原子力事業者に対し安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

11 被ばく災害医療体制の強化

【総括班、健康衛生班、関係実働班、県原子力現地対策本部】

県は、武力攻撃原子力災害発生時において、多数の汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）が発生する可能性があることから、被ばく医療体制の更なる強化に努める。

また、汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）の受入れに関して、国や近隣県の関係機関との連携を図る。

12 避難退域時検査及び簡易除染の実施

【総括班、避難支援班、原子力班、健康衛生班、関係実働班、県原子力現地対策本部】

知事及び原子力事業者は、避難又は一時移転（「県地域防災計画」（原子力災害対策編）の一時移転をいう。）の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、「県地域防災計画」（原子力災害対策編）の定めにより行うものとする。

13 安定ヨウ素剤の服用

【総括班、避難支援班、健康衛生班、関係実働班、県原子力現地対策本部】

県は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等について、「県地域防災計画」（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。

14 飲食物の摂取制限等

【総括班、情報班、健康衛生班、関係実働班、県原子力現地対策本部】

県は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について、「県地域防災計画」（原子力災害対策編）の定め例により行うものとする。

これらの場合において、食料品等の安全性が確認された後は、その安全性についての広報を実施して、流通等への影響に配慮する。

15 武力攻撃原子力災害への対処措置を実施する者の安全の確保

【総括班、情報班、活動支援班、原子力班、健康衛生班、物資班、関係実働班、県原子力現地対策本部】

県は、武力攻撃原子力災害の特殊性にかんがみ、武力攻撃原子力災害への対処に当たっては、これを実施する原子力事業者等の安全確保に配慮するとともに、国、市町村、県警察、消防本部、原子力発電所等関係機関と連携を密にし、現地の状況の把握に努めるほか、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な情報の収集を図り、当該情報を速やかに提供するなどにより、対処措置を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第2 NBC兵器による攻撃に係る武力攻撃災害への対処（第107～110、183条関係）

NBC兵器による攻撃に伴い汚染が生じた場合の対処については、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とすることに加え、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

1 発生原因が特定できないがNBC兵器による武力攻撃災害の発生が疑われる場合の連絡体制及び初動体制等（配備体制設置前の対処）

【危機管理総室、保健福祉総室、健康衛生総室、県警察、各地方振興局、各保健福祉事務所ほか】

県は、NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害発生時における初動対処の重要性にかんがみ、通報等によりNBC兵器による武力攻撃災害の発生が疑われる事態の発生を把握した場合、「県NBC災害等連携指針」に基づき関係機関と連携し迅速な対処を図る。

また、県警察は当該事態の発生原因を速やかに把握し関係機関に対し情報提供を行う。

- (1) 地方振興局及び保健福祉事務所（以下、第2において、郡山市及びいわき市が設置する保健所を含む。）は、NBC兵器による武力攻撃災害の発生が疑われる場合、「県NBC災害等連携指針」に定めるとおり、県警察、消防本部、福島海上保安部及び市町村（以下、地方振興局及び保健福祉事務所を含め「現地対応機関」という。）と相互に情報を交換し、情報の共有化を図る。
- (2) 保健福祉事務所は、現地対応機関等から収集した医療情報等について、保健福祉総室に連絡する。

保健福祉事務所等からの連絡を受けた保健福祉総室は、危機管理総室と情報の共有化を図った上で、当該情報を取りまとめ以下の機関に情報提供を行う。

- ア 災害医療センター、福島県医師会等の医療関係機関
- イ 現地対応機関
- ウ 厚生労働省
- エ 庁内関係機関

- (3) 地方振興局は、現地対応機関等から収集した被災情報等について、危機管理総室に連絡する。

地方振興局等からの連絡を受けた危機管理総室は、保健福祉総室及び県警察等の庁内関係機関と情報の共有化を図った上で、以下の機関に情報提供するとともに、「県地域防災計画」一般災害対策編、第3章（事故対策編、第6章で準用）で規定する災害広報に準じて被災者等に対し適切な情報提供を行う。

また、危機管理総室は、事態の状況等に応じ、第1章第1節第1に定める必要な職員配備体制を設置する。

- ア 消防庁（内閣官房）
- イ 福島地方協力本部及び武力攻撃災害発生地区を所管する陸上自衛隊

- (4) 県警察は、当該事態の発生原因等について、現地対応機関等と連携し特定に努めるとともに、事態の発生原因が判明した場合には、速やかに危機管理総室に連絡するとともに警察庁及び東北管区警察局に速やかに報告する。

また、収集した被災情報等についても同様とする。

2 応急措置等の実施

【総括班、健康衛生班、病院班、警察本部対策本部、県地方対策本部】

- (1) 知事は、NBC兵器による攻撃が行われたと特定された場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、第4章第1節第5で定める緊急通報を発令するとともに、必要に応じ、第4節第1で定める退避を指示する。また、NBC兵器の攻撃に伴う汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、第4節第3で定める警戒

区域の設定を行う。

- (2) 県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

なお、武力攻撃災害が著しく大規模であること、若しくは、その性質が特殊であることその他の事情により、原因物資の特定、被災者の救助の活動等について、対処が困難な場合、速やかに、知事に対し、国への支援要請を行うよう求める。

- (3) 県は、発生原因がNBC兵器による武力攻撃災害に特定できない場合、現地対応機関及び医療関係機関に対し、第1章第1節第2に定める関係法令、「県地域防災計画」事故対策編及び「県NBC災害等連携指針」等に規定される、又は、準じた応急措置の実施を求めるとともに、自らも当該計画等に基づく、又は、準じた応急措置を行う。

なお、この場合、県は、現地対応機関等の職員等が行う応急措置について安全確保に十分配慮する。

- (4) 応急措置を実施する場合、市町村は、応急措置に従事する現地対応機関が円滑な連携を確保できるよう、必要に応じ、「県NBC災害等連携指針」に規定する現地調整所を設置し、又は、他の現地対応機関が現地調整所を設置した場合には、当該機関以外の現地対応機関に現地調整所の設置について伝達するとともに当該調整所に職員を派遣し、当該現地対応機関の代表者と対応及び役割分担等について協議し、調整を図るものとする。

- (5) 県地方対策本部又は県現地対策本部は、緊急な応急措置の実施が必要な場合や武力攻撃災害の発生が複数の市町村に及ぶ場合など現地対応機関との協議及び調整を行う必要があると認めるときは、市町村に対し現地調整所の召集を要請し、又は、必要に応じ現地調整所を設置し、現地対応機関の代表者と対応及び役割分担等について協議し、調整を図る。

3 国の方針に基づく措置の実施

【総括班、健康衛生班、病院班、警察本部対策本部】

知事は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、対処基本方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を行う。

4 関係機関との連携

【総括班、情報班、健康衛生班、病院班、警察本部対策本部、県地方（現地）対策本部】

- (1) 知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町村、消防本部及び県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

- (2) (1)の場合、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、県地方対策本部又は県現地対策本

部（保健福祉事務所）を通じて衛生研究所、環境センター等の研究・分析機関に提供するとともに、福島県医師会等の指定地方公共機関及び災害医療センター等の医療関係機関と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のメンタルヘルスケアに対応するよう努める。

5 汚染原因に応じた対応

【総括班、情報班、健康衛生班、商工労働班、生産流通班、病院班、警察本部対策本部、
県地方（現地）対策本部ほか】

(1) 県は、NBC兵器による武力攻撃災害が発生した場合、それぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意するとともに、第1章第1節第2の2及び表3-2のNBC災害等発生時における対応マニュアル等に基づき措置を行う。

ア 核物質又は核兵器による攻撃等の場合

- 核物質等による攻撃等による武力攻撃災害が発生した場合、県は、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染範囲の特定に資する被災情報を直ちに報告する。
- 県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

- 県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行う。
- 県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、県現地対策本部等においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、衛生研究所は、平素から構築した連携体制を活用しつつ適切な措置を講じる。

ウ 化学剤による攻撃の場合

- 県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

(2) 県は、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないことがないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水が核物質等、生物剤及び化学剤により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

6 知事及び県警察本部長等の権限

- (1) 内閣総理大臣の要請を受けた知事及び当該知事の要請を受けた県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、表3-12に掲げる権限を行使する。

表3-12 放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る知事等の権限等

	対象物件等	措置	措置の実施（権限の行使）に伴う手続
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄	措置の名あて人に対し、次の事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（対象物件の占有者、管理者等）に通知する。 1. 当該措置を講ずる旨 2. 当該措置を講ずる理由 3. 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体 4. 当該措置を講ずる時期 5. 当該措置の内容
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止	
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止	
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄	
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖	
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断	

- (2) 知事又は県警察本部長は、放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る措置を行うために必要があると認めるときは、当該措置を行う職員又は警察官に、福島県職員身分証明書等を携帯させた上で、他人の土地、建物その他の工作物又は船舶若しくは航空機に立ち入らせることができる。
- (3) (1)及び(2)は、内閣総理大臣の要請を受けた知事から要請を受けた市町村長及び消防本部消防長に対しても準用することができることとされている。

7 協力の要請に係る安全の確保

知事は、市町村長、消防本部消防長及び県警察本部長に対し、必要な協力を要請するときは、市町村、消防本部職員（消防吏員を含む。）及び警察官の安全の確保に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を行う。

第4節 応急措置等

県は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1 退避の指示（第112、183条関係）

1 退避の指示【総括班、警察本部対策本部、県地方（現地）対策本部】

- (1) 知事は、武力攻撃災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行う。
- (2) 知事は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと判断されるときには、「屋内への退避」を指示する。
なお、「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。
 - ア NBC兵器による攻撃や武力攻撃原子力災害と判断されるような場合において、住民が防護手段を有しておらず、移動するよりも屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと判断されるとき
 - イ 敵のゲリラや特殊部隊、テロリストが隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるとき

2 退避の指示に伴う措置

【総括班、情報班、知事公室班、警察本部対策本部、県地方（現地）対策本部】

- (1) 知事は、退避の指示を広報車等により、速やかに住民に対し伝達するものとし、退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公表する。
- (2) 知事は、退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する市町村長、県警察その他関係機関に速やかに通知する。
- (3) (2)の通知を受けた県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。
- (4) 知事は、退避の指示を行った場合は、国対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国対策本部長に連絡する。

3 警察官等による退避の指示

- (1) 警察官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又は、これらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。
- (2) 海上保安官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又は、これらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。とされている。

第2 事前措置（第111、183条関係）

1 事前措置【総括班、情報班、警察本部対策本部、県地方（現地）対策本部】

- (1) 知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備等の除去、保安その他必要な措置を行うことを指示する。
- (2) 知事が(1)の指示を行った場合には、直ちに、市町村長へ通知する。

2 警察署長等による事前措置

(1) 警察署長による事前措置

警察署長は、知事又は市町村長から要請があったときは、事前措置の指示を行うことができる。

(2) 海上保安部長等による事前措置

海上保安部長等は、知事又は市町村長から要請があったときは、事前措置の指示を行うことができるとされている。

第3 警戒区域の設定（第114、183条関係）

1 警戒区域の設定【総括班、情報班、警察本部対策本部、県地方（現地）対策本部】

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、市町村長による警戒区域の設定を待たずに、自ら警戒区域の設定を行う。

2 警戒区域の設定方法等【総括班、警察本部対策本部、県地方（現地）対策本部】

知事は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

- (1) 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。
- (2) 警戒区域を設定したとき、又は、警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知するものとする。
- (3) 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとるものとする。

3 警戒区域設定に伴う措置【総括班、警察本部対策本部、県地方（現地）対策本部】

- (1) 警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は、当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町村長、県警察及び関係機関に通知する。
- (2) 当該通知を受けた県警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。
- (3) 警戒区域の設定をした場合は、国対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

4 警察官等による警戒区域の設定等

- (1) 警察官は、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認め

るとき、又は、これらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行う。

- (2) 知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

第4 応急公用負担等（第113、183条関係）

【総括班、関係実働班、県地方（現地）対策本部】

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は、土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用する。
- (2) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管。）を講ずる。

第5 消防に関する措置等（第117～120、183条関係）

1 消防に関する措置等【総括班】

(1) 消防機関との連携

消防機関が円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことにより、武力攻撃災害を防止し、軽減することができるよう、県は、消防機関と緊密な連携を図る。

(2) 県警察による被災者の救助等

ア 県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。

イ 大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

2 消防等に関する指示

(1) 市町村長等に対する指示

ア 知事は、武力攻撃災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、事例1など緊急の必要があると認める場合等については、市町村長（消防組合の管理者を含む。以下2において同じ。）若しくは消防本部消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

事例1 市町村長等に対し武力攻撃災害の防御に関する指示を行う緊急の必要がある場合

① 広域的な武力攻撃災害の場合

武力攻撃災害による被害が複数市町村の区域にまたがり、被災市町村を管轄する消防本部等の消防力では対処することができないために他の消防本部等と一体となり、又は、他の消防本部等の応援を得て災害防御を行う必要がある場

合

② 緊急の必要がある場合

被災市町村において発生した武力攻撃災害に対し、消防による効率的な災害防御の措置が行われず、あるいは不十分であり、これを放置すれば当該災害が拡大するおそれがあり、その拡大を防ぐために緊急に消防に関する措置をとる必要がある場合

イ アにおいて、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

ウ 知事は、武力攻撃災害を防御するための事例2等の消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村及び消防本部との連絡、市町村及び消防本部相互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防本部消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

事例2 消防庁長官から消防に関する措置の指示がある場合

- ① 国が武力攻撃災害に関する情報を県より先に入手し、県が消防庁長官から当該武力攻撃災害を防御するための消防に関する指示を受けて市町村長又は消防本部消防長等に対して指示する場合
- ② 特殊な武力攻撃災害であり、県が消防庁長官から国の専門的知見に基づく指示を受けて市町村長又は消防本部消防長等に対して指示する場合

(2) 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、県の区域内で武力攻撃災害が発生し、県の区域内の消防力のみをもってしては対処できない事例3等の場合、消防庁長官に消防（緊急消防援助隊の派遣を含む。）の応援等の要請を行うことができる。

事例3 知事が消防庁長官に対し消防の応援等の要請を行うことができる場合

- ① 応援職員の出動や、消防上必要な機械器具、設備、薬剤その他の資材の貸与又は供与などについて、被災市町村の属する区域内の消防力のみをもってしては対処できない場合
- ② 毒性物質の発散、毒性物質〔化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第2条第1項に規定する毒性物質をいう。〕若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散、生物剤〔細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和57年法律第61号）第2条第1項に規定する生物剤をいう。〕若しくは毒素（同条第2項に規定する毒素をいう。）の発散、放射性物質若しくは

放射線の異常な水準の放出、又は、これらの発散若しくは放出のおそれがあるなど特殊な武力攻撃災害に対処するために特別の必要があると認められる場合

(3) 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

知事は、自らの県が被災していない場合において、被災都道府県知事から上記(2)の要請を受けた消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、自ら区域内の市町村長又は消防本部消防長に対し、消防機関職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

第8章 被災情報の収集及び報告（第126、127、183条関係）

県は、被災情報を収集するとともに、総務大臣に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集及び報告【情報班、警察本部対策本部、関係実働班】

- (1) 県は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。
- (3) 被災情報の収集に当たって、知事は、市町村長（消防組合の管理者を含む。以下第8章において同じ。）に対し、火災・災害等即報要領及び火災・災害等即報要領に基づく報告基準に基づき報告を求める。
- (4) 知事は、自ら収集し、又は、市町村長及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、ファックス等により直ちに総務大臣に対し消防庁を経由（以下第8章において同じ。）し報告する。
- (5) 知事は、第一報を総務大臣に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、市町村長に随時報告を求めることとし、収集した情報について資料・様式編に定める様式に従い、電子メール、ファックス等により消防庁が指定する時間に報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、総務大臣に報告する。
- (6) 県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁及び東北管区警察局長に速やかに連絡する。

2 市町村長及び指定地方公共機関による被災情報の報告等

- (1) 市町村長は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を消防庁及び県に報告するものとし、その後は随時、知事が総務大臣に報告を行う方法に準じて、知事に被災情報を報告するものとする。
- (2) 指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置等に関するものの被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を知事に対し速やかに報告するものとする。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

県は、避難施設等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため、以下のとおり定める。

第1 保健衛生の確保（第11、177条関係）

県は、避難先地域における避難住民についての状況等を把握し、その状況に応じて、「県地域防災計画」に準じて、次に掲げる措置を実施する。

1 保健衛生対策【保健福祉班、生活福祉班、こども未来班、健康衛生班、病院班、県地方（現地）対策本部】

(1) 県は、避難先地域に対して、医師等保健医療関係者からなる巡回保健班を派遣し、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

(2) (1)の場合、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

2 防疫対策【健康衛生班、県地方（現地）対策本部】

県は、避難先地域における生活環境の悪化及び避難住民の病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、避難住民に対する感染症予防についての啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

3 食品衛生確保対策【健康衛生班、県地方（現地）対策本部】

県は、避難先地域における食中毒等を防止するため、食品衛生関係団体と連携し、食品衛生チームを編成して飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

4 栄養指導対策【健康衛生班、県地方（現地）対策本部】

県は、避難先地域における避難住民等の健康維持のために、栄養士等からなる栄養指導班を編成し、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

第2 廃棄物の処理（第12、18、124、183条関係）

1 廃棄物処理の特例【総括班、環境保全班】

(1) 知事は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。

この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町村長に対し情報提供を行う。

(2) 知事は、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明した場合、速やかにその者に対し、期限を定めて、廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を

講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

- (3) 県は、平素から廃棄物処理業の許可業者による処理能力を把握し、当該処理能力を超える廃棄物が発生した場合の対応について検討する。

2 廃棄物処理対策【環境保全班】

県は、「県地域防災計画」の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成30年環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

- (1) 知事は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村長からの要請に基づき、他の市町村長及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行う。
- (2) 知事は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、被災していない他の都道府県知事に対し、応援の要求を行うとともに、必要に応じ、国に支援を求める。

第3 文化財の保護（第125、183条関係）

1 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等【情報班、文化財班】

- (1) 県教育委員会は、県の区域に存する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物（以下「重要文化財等」という。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。
- (2) (1)の命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

2 国宝等の被害を防止するための措置の施行【情報班、文化財班】

- (1) 県教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝又は特別史跡名勝天然記念物（以下「国宝等」という。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。
- (2) (1)の場合、県教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該措置の施行及び国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、身分証明証票規則（昭和27年2月1日文化財保護委員会規則第1号）に定める証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、措置の施行に当たっては、その意見を十分に尊重しなければならない。

第10章 国民生活の安定に関する措置

県は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図ることが重要であることから、県民生活の安定に関する措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 生活関連物資等の価格安定（第129条関係）

1 調査・情報提供等【情報班、知事公室班、企画調整班、生活環境班、観光交流班】

知事は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、県民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。

- (1) 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施する。
- (2) 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用し、必要な情報共有に努めるとともに、県民等への情報提供や相談窓口を設置する。

2 関係法令に基づく措置【情報班、生活環境班】

生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は、生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。

(1) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に係る措置

県は、国が生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）（以下「買占め等防止法」という。）第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、県の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び県の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

- ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）
- イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）
- ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）
- エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）

オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

(2) 国民生活安定緊急措置法に係る措置

県は、国が国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び県の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）

イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）

ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

(3) 物価統制令に係る措置

県は、国が物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、ア及びイの措置を講ずる。

また、県は、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し、業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令第30条第1項）

ア 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）

イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2但書）

第2節 避難住民等の生活安定等（第75、162、163、183条関係）

1 被災児童生徒等に対する教育

【文書管財班、建築班、義務教育班、特別支援教育班ほか】

県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際において、必要に応じた学校施設等の応急復旧等の措置を関係機関と連携し、適切に措置を講ずる。

2 公的徴収金の減免等【総括班、財務班ほか】

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに県税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 就労状況の把握と雇用の確保【商工労働班】

県は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

4 生活再建資金の融資等【生活福祉班】

県は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金について、自然災害時の制度等を参考にし、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

第3節 生活基盤等の確保（第134～137、183条関係）

1 県による生活基盤等の確保【道路班、河川港湾班、企業班】

(1) 工業用水道事業者である県は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者である県は、河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理する。

2 市町村による生活基盤等の確保【総括班、健康衛生班、関係実働班】

(1) 水道事業者及び水道用水供給事業者である市町村は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 河川管理施設、道路、港湾及び農道離着陸場の管理者である市町村は、河川管理施設、道路、港湾及び農道離着陸場を適切に管理するものとする。

3 指定地方公共機関による生活基盤等の確保【総括班、健康衛生班、関係実働班】

(1) ガス事業者である指定地方公共機関は、その国民保護業務計画で定めるところにより、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとする。

(2) 運送事業者である指定地方公共機関は、その国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずることとする。

(3) 病院その他の医療機関である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずることとする。

第11章 交通規制（第155、183条関係）

県警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資等の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 交通状況の把握【避難支援班、警察本部対策本部】

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制の実施【避難支援班、警察本部対策本部】

(1) 県公安委員会は、武力攻撃事態等において、国民保護措置等が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は、制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

(2) 緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置等の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

(3) 県公安委員会は、国対策本部長により道路の利用指針が定められた場合には、当該利用指針を踏まえ、適切に交通規制を行う。

3 緊急通行車両の確認

【避難支援班、警察本部対策本部、関係各班、県地方（現地）対策本部】

知事又は県公安委員会は、車両の使用者等の申出により、緊急通行車両であることの確認を行い、緊急通行車両と確認できたときは、標章及び証明書を交付する。

4 交通規制等の周知徹底【避難支援班、情報班、道路班、警察本部対策本部】

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

また、管轄区域が隣接し、又は、近接する他の都道府県警察及び道路管理者が交通規制や道路の通行禁止措置等を行った場合についても、直ちに通行禁止等に係る区域等の必要な事項について、住民等への周知徹底を図る。

5 緊急交通路確保のための権限等【避難支援班、警察本部対策本部】

(1) 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

(2) 放置車両の排除等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の排除、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

(3) 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

(4) 障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

6 関係機関等との連携【避難支援班、警察本部対策本部】

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。

第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

県は、武力攻撃事態等（緊急対処事態を除く。以下この章において同じ。）において、ジュネーブ諸条約及びジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【赤十字標章等及び特殊標章等の意義】

千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

第1 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

【活動支援班、環境共生班、関係実働班】

1 赤十字標章等（第157条関係）

(1) 標章

第一追加議定書〔千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）〕第8条(1)に規定される特殊標章。

(2) 信号

第一追加議定書第8条(m)に規定される特殊信号。

(3) 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書。

(4) 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等。

2 特殊標章等（第158条関係）

(1) 標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章。

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書。

(3) 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等。

第2 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

【活動支援班、環境共生班、関係実働班】

1 赤十字標章等の交付及び管理

(1) 知事は、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日 赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ。以下「赤十字標章等に係る事務運用ガイドライン」という。）等に基づき、別に定める交付要綱により、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

- ア 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者
- イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者
- ウ ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行う者

(2) 知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

- ア 医療機関等である指定地方公共機関
- イ 県の区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

2 特殊標章等の交付及び管理

(1) 知事又は県警察本部長は、赤十字標章等に係る事務運用ガイドライン等に基づき、別に定める交付要綱により、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- ア 知事
 - ・ 国民保護措置に係る職務を行う県の職員
 - ・ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- イ 県警察本部長
 - ・ 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
 - ・ 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - ・ 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定にもとづき、特殊標章等の使用を許可する。

第3 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、様々な機会を通じ啓発に努める。